

令和8年度 第2回 浜松市中央区協議会西地域分科会

日時：令和8年5月18日（月）
午後1時30分～3時（予定）
会場：西行政センター3階 大会議室

次 第

- 1 開会
- 2 会長あいさつ
- 3 区長あいさつ
- 4 中央区協議会（代表会）からの連絡事項について
☞ 資料A（当日配付） 別冊資料1（当日配付） 別冊資料2（当日配付）
- 5 議事
 - (1) 【協議事項第2号】令和8年度パブリック・コメント（パブコメ）の取扱いについて☞ 資料B（当日配付）
 - (2) 【協議事項第3号】令和7年度地域力向上事業（助成事業）の事後評価について☞ 参考資料1 参考資料2 資料1
 - (3) 【協議事項第4号】令和8年度地域力向上事業（助成事業）の提案について☞ 資料2
- 6 その他
- 7 閉会

中央区協議会（代表会）からの連絡事項について

令和8年5月14日開催の中央区協議会（代表会）での議事及び他地域の地域分科会からの報告等について、報告します。

（１）協議事項

ア 会長及び副会長の選任について …… P. 3

（２）報告事項

ア 令和8年度区政運営方針について …… P. 7、【別冊資料1】

イ 令和8年度パブリック・コメントの取り扱いについて …… P. 9

（３）地域分科会からの報告事項（付託事項）

ア 馬郡運動公園の有料化について …… P. 15

イ 浜松市新型インフルエンザ等対策行動計画（改定案）の
パブリック・コメントの実施について …… P. 19

（４）その他

遠州灘海浜公園篠原地区道の駅整備事業について …… 【別冊資料2】

第9号様式

区 協 議 会

区 分	☐ 諮問事項 ☒ 協議事項 ☐ 報告事項
件 名	会長及び副会長の選任について
事業の概要 (背景、経緯、 現状、課題等)	会長及び副会長の選任は、浜松市区及び区協議会の設置等に関する条例により「会長及び副会長1人を置く」とし、「互選により定める」と規定している。 また、互選の方法は、中央区協議会（中央区代表会）会議運営要綱により「代表会で協議して定める」と規定している。
対象の区協議会	中央区協議会（中央区代表会）
内 容	浜松市区及び区協議会の設置等に関する条例第18条第1項及び第19条第1項の規定に基づき、中央区代表会の会長及び副会長を選任するもの。 ◆浜松市区及び区協議会の設置等に関する条例（抜粋） （代表会の会長及び副会長） 第18条 <u>代表会に会長及び副会長1人を置く。</u> 2 代表会の会長及び副会長の任期は、区協議会委員の任期による。 3 会長は、代表会の事務を掌理し、代表会を代表する。 4 副会長は、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。 （代表会の会長及び副会長の選任及び解任） 第19条 <u>会長及び副会長は、代表会委員の互選により定める。</u> 以下略 ◆中央区協議会（中央区代表会）会議運営要綱（抜粋） （会長及び副会長の互選の方法） 第2条 <u>会長及び副会長の互選の方法は、代表会で協議して定める。</u>
備 考 (答申・協議結果を得たい 時期、今後の予定など)	—
担当課	中央区区振興課

必要に応じて、記入枠の拡大や資料等の添付をしてください。

(1) 協議事項

ア 会長及び副会長の選任について

浜松市区及び区協議会の設置等に関する条例（平成 18 年浜松市条例第 78 号）第 18 条第 1 項及び第 19 条第 1 項の規定に基づき、中央区代表会の会長及び副会長を選任する。

役職	氏 名
会長	浜井 卓男（西地域分科会会長）
副会長	鈴木 登志郎（中地域分科会会長）

【参考】

◆浜松市区及び区協議会の設置等に関する条例（抜粋）

（代表会の会長及び副会長）

第 18 条 代表会に会長及び副会長 1 人を置く。

2 代表会の会長（以下この章において「会長」という。）及び副会長（以下この章において「副会長」という。）の任期は、区協議会委員の任期による。

3 会長は、代表会の事務を掌理し、代表会を代表する。

4 副会長は、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

（代表会の会長及び副会長の選任及び解任）

第 19 条 会長及び副会長は、代表会委員の互選により定める。

以下略

◆中央区協議会（中央区代表会）会議運営要綱（抜粋）

（会長及び副会長の互選の方法）

第 2 条 会長及び副会長の互選の方法は、代表会で協議して定める。

第9号様式

区 協 議 会

区 分	☐ 諮問事項 ☐ 協議事項 ☒ 報告事項	
件 名	令和8年度区政運営方針について	
事業の概要 (背景、経緯、 現状、課題等)	○背景 区民の皆様とともに地域の課題を解決し、市民サービスの向上や暮らしやすい地域づくりを進めるために、区長が区政運営に当たっての基本的な方針、区の取組課題等を区政運営方針として毎年度公表している。 令和8年度区政運営方針の策定に当たっては、中央区代表会及び各地域分科会で協議を重ねてきた。	
対象の区協議会	中央区協議会（代表会）	
内 容	令和8年度中央区区政運営方針を策定したため、報告するもの。 詳細は、別冊「令和8年度中央区区政運営方針」参照。	
備 考 (答申・協議結果を得たい 時期、今後の予定など)		
担当課	中央区区振興課	

区 協 議 会

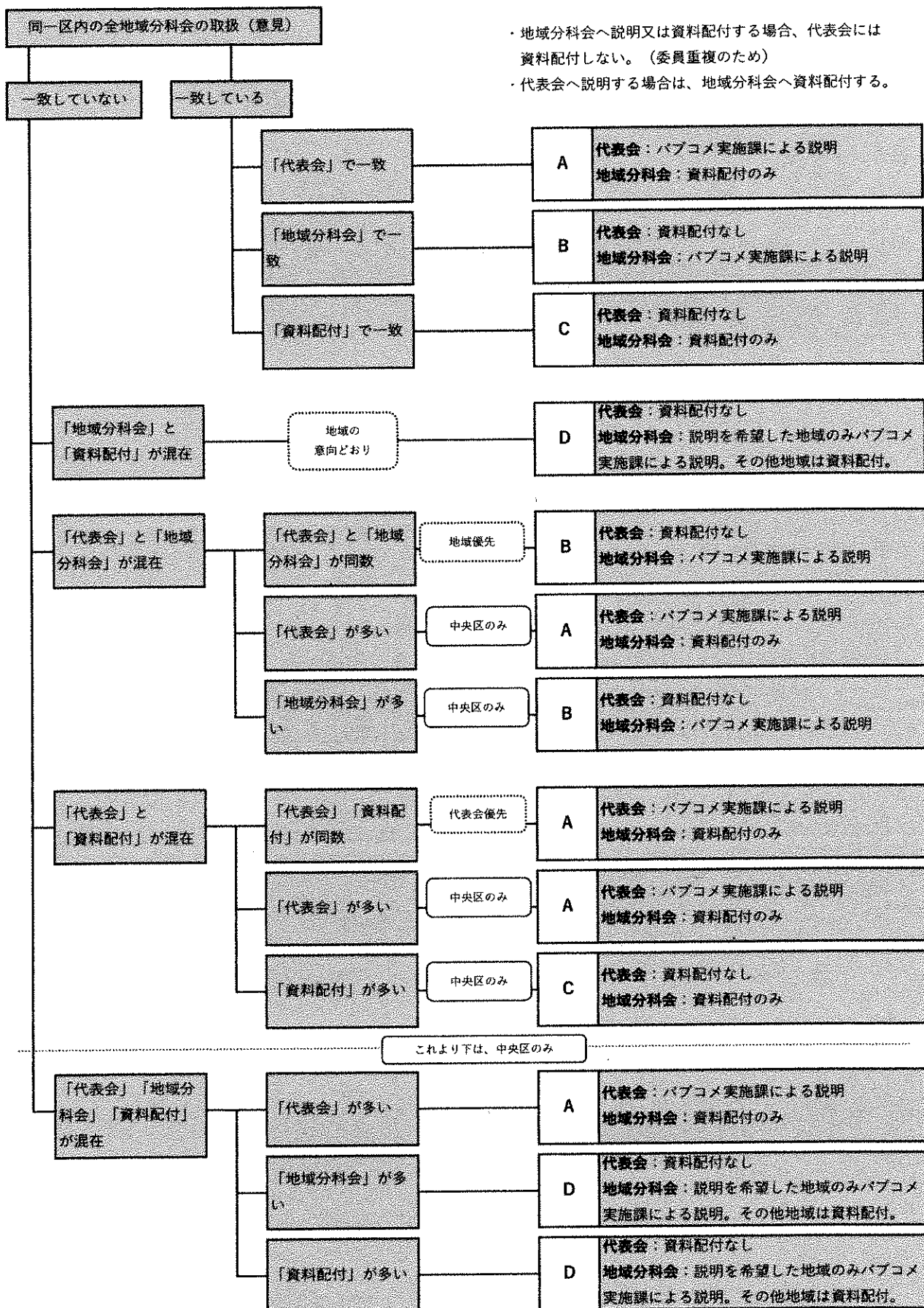
区 分	☐ 諮問事項 ☐ 協議事項 ☒ 報告事項
件 名	令和8年度のパブリック・コメント(パブコメ)の取扱いについて
事業の概要 (背景、経緯、 現状、課題等)	・区協議会における、パブコメに関する運用は次のとおり。(令和7年度から変更なし) パブコメの運用区分 ①原則として、概要版の配付による情報提供を行う。 ただし、以下②、③の場合は区協議会での説明を行う。 ②パブコメ実施課の判断によって意見を聴取する必要がある場合。 ③<u>区協議会から求められた場合</u>。(ただし、説明は代表会又は地域分科会のどちらか一方) ・令和7年度は、運用区分③について、地域分科会での協議を踏まえ区協議会として取り扱いを決定した。
対象の区協議会	中央区協議会(中央区代表会)
内 容	・令和8年度のパブコメを令和7年度と同様に取扱うことを報告するもの。 (1)令和8年度のパブコメは別紙1「令和8年度パブリック・コメント一覧表」のとおり。 (2)代表会にて、運用区分③としたい案件について、各地域分科会で協議することを決定。 (3)各地域分科会の協議を踏まえ、別紙2「フローチャート」に基づき案件ごとの取扱いを決定。 (4)今後、追加でパブコメ案件が発生した場合は、同様に地域分科会で協議したうえで、取扱いを決定。 (今後の流れ) 5月代表会：パブコメ一覧表の確認。運用区分③について地域分科会で協議することを確認。 ▼ 5～6月地域分科会：パブコメ一覧表の確認。運用区分③としたい案件を決定。 ▼ 7月代表会(事務局)：各地域分科会の意向に基づき案件ごとの取扱いを、別紙2「フローチャート」により報告。 ▼ 7月～：各協議会においてパブコメ実施課による説明又は資料配布。(日程は事務局と調整)
備 考 (答申・協議結果を得たい 時期、今後の予定など)	—
担当課	中央区区振興課

①概要版資料提供
 ②パブリックコメント実施の意向による説明
 ③協議会（地域分科会）の意向による説明

No.	① 件名	② 担当課	③ 意見募集期間	④ 結果等公表時期	⑤ 施行時期	⑥ 対象地域	⑦ 概要	⑧協議会による説明									
								中央区					浜名区				
								代表者	中	東	西	南	代表者	北	東	西	南
								対応									
1	(仮称)浜松市こどもの権利条例	子ども若者政策課	7月	11月	令和9年4月	市全域	児童の権利に関する条約及びこども基本法（令和4年法律第77号）の理念に基づき、こどもの権利を保障する基本的な事項、それぞれの立場の責務、侵害されたこどもの権利の回復を図る救済委員会の設置などを規定し、全てのこどもが健やかに成長できるまちを実現するために制定する条例です。	対応									
2	市街化調整区域における開発許可制度の運用基準 市街化調整区域の許可基準	土地政策課	7月～8月	11月	令和9年4月	市街化調整区域（全区の一部）	本基準は、都市計画法に定める市街化調整区域における開発行為等の規制について、取り扱い基準を定めるもの。 今回は、都市計画マスタープランに示す将来都市構造の実現に向けた都市全体の土地利用計画制度の運用方針として、新たに策定された土地利用方針に即して基準を改訂するもの。	対応									
3	浜松市市街化調整区域における開発区域等を定める条例	土地政策課	7月～8月	11月	令和9年4月	市街化調整区域（全区の一部）	本条例は、都市計画法に基づき、市街化調整区域における開発行為及び建築等の許可の基準に関し必要な事項を定めるもの。 今回は、都市計画マスタープランに示す将来都市構造の実現に向けた都市全体の土地利用計画制度の運用方針として、新たに策定された土地利用方針に即して改訂するもの。	対応									
4	第12次浜松市交通安全計画	道路企画課	9月	11月	令和8年12月	市全域	交通安全対策の総合的かつ計画的な推進を図るため、昭和45年6月に交通安全対策基本法（昭和45年法律第110号）が制定され、これに基づき本市においても昭和46年以降11次にわたる交通安全計画を策定し、関係機関・団体と一体となり交通安全対策を実施してきた。大本計画は浜松市内の陸上交通の安全対策の大本網としての位置づけ。	対応									
5	はままつ友愛の高齢者プラン	高齢者福祉課 介護保険課	11月	2月	令和9年3月	市全域	高齢者に関する各種の保健福祉事業や介護保険制度の円滑な実施を図るための総合的な指針として、高齢者保健福祉計画、介護保険事業計画、認知症施策推進計画を一体的に策定した「はままつ友愛の高齢者プラン(R9-R11)」を作成する。	対応									
6	第6期障がい福祉実施計画・第4期障がい児福祉実施計画	障害者政策課	11月～12月	令和9年2月	令和9年4月	市全域	・障害者総合支援法第88条及び児童福祉法第33条の2の規定に基づき、障害福祉サービス等の風通しやサービス提供体制の確保に係る目標を定めるもの。 ・現行計画が令和8年度で終了することから、令和9年度から令和11年度までの3年間の計画を策定する。	対応									

※資料配付の考え方

- ・地域分科会へ説明又は資料配付する場合、代表会には資料配付しない。（委員重複のため）
- ・代表会へ説明する場合は、地域分科会へ資料配付する。



(西地域分科会) 付託事項に係る報告 (令和 8 年 5 月)

件名	馬郡運動広場の有料化について	開催月	令和 8 年 3 月
内容	○背景 ・昭和 59 年に供用が開始され、主な利用者は小学生のスポーツ団体及び隣接の湖南高校サッカー部が年間通じて利用。 ○現状 ・グラウンド 約 15,000 m² (サッカー 2 面) ・トイレやバックネットなどの設備の老朽化が進み改修費が増加。 ・施設北側ふれあい交流センター湖南敷地への飛球により物損被害が発生し、安全対策にかかる設備投資が必要。 ○内容 ・現在は、無料であるグラウンドを有料とする。(駐車場は無料) ・料金設定 1 面につき 2 時間 1,230 円 ※同種同規模の雄踏グラウンドと同額 ・時期 令和 9 年 4 月から ※次期指定管理者更新を機に実施		
所管課	スポーツ振興課		
質問・回答	委員からの主な質問内容		担当課回答 (要旨)
	1 利用者は有料化について知っているのか。	1 利用団体に事前説明をしている。	
	2 県立湖南高校の利用に関して県教育委員会と協議しているか。	2 県立湖南高校については、副校長及びサッカー部顧問に説明し、「やむを得ない」との回答を得ている。	
	3 部活動の地域展開に伴う利用については考えているのか。	3 部活動の地域展開にあたり、活動場所は学校施設を考えているが、影響が出ないように市教委とも連携する。	
	4 年間の利用料はどのくらいを見込んでいるのか。	4 現在の利用状況をもとに、年間 100 万円程度と見込んでいる。	

第 9 号様式

区 協 議 会

区 分	☐ 諮問事項 ☒ 協議事項 ☐ 報告事項			
件 名	馬郡運動広場の有料化について			
事業の概要 (背景、経緯、 現状、課題等)	1 背景・現状 ・昭和 59 年供用開始、利用料金は無料。 ・主な利用者は小学生のソフトボールやサッカー団体。隣接の湖南高校サッカー部は年間を通じて利用している。 2 課題 ・施設供用開始から 42 年が経過し、トイレやバックネットなどの設備の改修費が増加。 ・施設北側ふれあい交流センター湖南敷地への飛球により、物損被害が発生し、安全対策にかかる設備投資が必要。 3 施設概要 ・住所 中央区馬郡町 3785 番地の 1 (湖南高校の東側) ・規模 グラウンド約 15,000 m² サッカー 1 面、小学生ソフトボール 4 面 ・管理 指定管理者 (浜松市スポーツ協会グループ) ・実績 利用者数 R6:39,474 人 (R5:39,173 人) 4 参考 (雄踏グラウンド) 約 13,000 m²、利用者数 R6:30,518 人 (R5:31,762 人) 利用料金 1 面につき 2 時間 820 円 ※同種施設との料金差異の解消のため、令和 9 年 4 月から 1 面につき 2 時間 1,230 円へ改定予定			
対象の区協議会	西地域分科会			
内 容	1 有料化区分 グラウンド (駐車場は無料) 2 料金設定 1 面につき 2 時間 1,230 円 ※同種同規模の雄踏グラウンドと同額 3 時期 令和 9 年 4 月から ※次期指定管理者更新を機に実施			
備 考 (答申・協議結果を得たい 時期、今後の予定など)	令和 8 年 5 月の市議会定例会において、浜松市運動広場条例の一部改正を提案予定			
担当課	スポーツ振興課	担当者	鈴木一隆	電話 457-2421

必要に応じて、記入枠の拡大や資料等の添付をしてください。

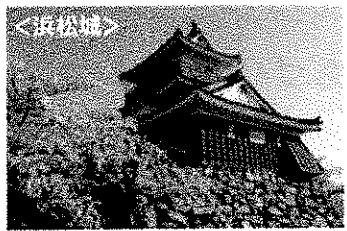
(中・東・西地域分科会) 付託事項に係る報告 (令和8年5月)

件名	浜松市新型インフルエンザ等対策行動計画 (改定案) のパブリック・コメントの実施について	開催月	令和8年3月
内容	○背景 ・ 浜松市新型インフルエンザ等対策行動計画 (市行動計画) は平成 26(2014)年 3 月に策定した。 ・ 新型コロナウイルス感染症対応の経験を踏まえ、令和 6(2024)年 7 月に新型インフルエンザ等対策政府行動計画、令和 7(2025)年 3 月に静岡県新型インフルエンザ等対策行動計画が全面改定されたことを受け、市行動計画の改定を行う。 ○内容 ・ 本計画は、新型インフルエンザ等による感染症危機が発生した際、市民の生命及び健康を保護し、市民生活及び地域経済に及ぼす影響が最小となるよう、市としての平時の準備や感染症発生時の対策内容を示すもの。		
所管課	保健総務課		
質問・回答	委員からの主な質問内容		担当課回答 (要旨)
	1 質疑なし【中地域】		1 ー
	2 市行動計画において、自治会に求められる役割はあるか。【東地域】		2 自治会に対して何らかの役割を求めるといよりも、一般的に市民に対して基本的感染症対策の徹底や正確な情報の収集、デマへの注意等の協力を求めることとなる。
	3 新型コロナウイルス対応の課題を踏まえて、改定案を作ったという認識でよいか。【西地域】		3 お見込みのとおりである。対応の反省や課題等を改定に生かしている。

令和8年度 中央区 区政運営方針

～中央区 調和と融和で紡ぐ 豊かな暮らしの輪～

＜浜松城＞



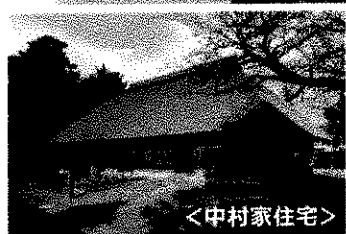
＜三方原古戦場＞



＜旧鈴木家跡地(万代庄屋公園)＞



＜中村家住宅＞



＜龍陀寺城跡＞



浜松鎮分絵図（浜松市博物館提供）※詳細は、目次ページの下段参照

浜松市中央区役所



目次

➤ 中央区長あいさつ	1
➤ 令和8年度 中央区区政運営方針 体系図	2
➤ 市民協働によるまちづくりの推進	4
➤ 令和8年度 基本方針・主な事業	5
①地域の多彩な特色を活かし、 にぎわいと豊かな文化を育む魅力あるまちづくり	5
②安全・安心に暮らせるまちづくり	11
③共生のところで支え合い、 やさしさあふれるまちづくり	15
➤ 数字で見る中央区	19
・中央区のすがた	20
・区の経営に要する資源	26

※「浜松領分絵図」とは

江戸時代の歴代浜松城主のうち、延宝6年（1678年）から元禄15年（1702年）まで在城した青山氏が作成させた絵図。1680年ころのようすを表したもので、浜松市域を示す絵図としては現存最古。（浜松市ホームページより）

「中央区 調和と融和で紡ぐ 豊かな暮らしの輪」 を目指して

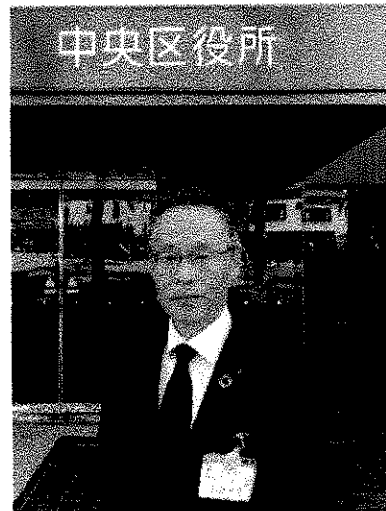
中央区長の岡安でございます。

区政運営方針とは、市民サービスの向上や地域の課題を解決し暮らしやすい地域づくりを進めるため、区長が区民の皆さまに区政運営の基本的な方針や取り組む課題などをお示しするものです。

中央区では、令和7年度から16年度までの10年間で目指す将来像として「中央区 調和と融和で紡ぐ 豊かな暮らしの輪」を掲げています。この将来像には、再編で規模の大きな区となった中央区が、各地域の特色を引き続き活かしつつ中央区全体が、より暮らしやすく魅力あふれる区になるようにという思いが込められており、区内の各地域の代表者で構成する中央区協議会委員の皆さまとともに策定したものです。

将来像の実現に向け動き始めた令和7年度は、これまで各地域で育まれてきた歴史や文化を活かした事業の実施や、中央区全体の魅力を発見し、つながりを醸成するイベントの開催などに取り組んでまいりました。

令和8年度も、将来像の実現に向け、3つの基本方針のもと職員一丸となり、一人ひとりの幸福感が地域にそして区全体に輪として広がるよう、区民の皆さまと一緒にまちづくりに取り組んでまいりますので、一層のご理解とご協力をお願いします。



中央区長 岡安 章宏

令和8年度 中央区

将来像

(期間：令和7～16年度(10年間))

キャッチ フレーズ	中央区 調和と融和で紡ぐ 豊かな暮らしの輪
10年後の 目指す姿	令和6年1月の区再編により誕生した中央区には、商業施設や官公庁などの都市機能に加え、豊かな自然や景勝地、観光資源、世界に誇る産業など多彩な魅力があります。 これらの魅力を中央区に関わるすべての人が尊重し合い、引き継ぎ大切にするとともに、その魅力が高まり、区全体が発展できるよう「調和と融和」で紡いでまいります。 中央区の魅力を最大限に活かし、安全・安心でだれもが輝き豊かで暮らしやすく、一人ひとりの幸福感が地域にそして区全体に輪として広がるまちを目指します。

将来像の実現に向け、3つの基本方針を掲げ、中央区推進など市民協働によりまちづくりを進めます。

区政運営方針 体系図

基本方針

(期間：単年度(原則、毎年度策定))

主な事業

(期間：単年度)

①地域の多彩な特色を活かし、 にぎわいと豊かな文化を育む魅力あるまちづくり

中央区の持つ景勝地や文化・スポーツ施設などの様々な地域資源の活用や、これまで育まれてきた歴史や文化などの特色を活かした事業に取り組みます。

P 5
～
P 1 0

②安全・安心に暮らせるまちづくり

交通事故ワースト1からの脱却を図り、市民の交通安全意識向上のための事業に取り組みます。
また、津波や河川氾濫、土砂災害などの中央区の災害特性を踏まえた啓発や支援に取り組みます。

P 1 1
～
P 1 4

③共生のところで支え合い、 やさしさあふれるまちづくり

中央区に関わるだれもが暮らしやすいまちにするため、様々な福祉課題に向き合い相談支援の推進に取り組みます。
また、市民の健やかな生活のため、子育て支援事業や健康づくり事業に取り組みます。

P 1 5
～
P 1 7

協議会（地域分科会）の運営や地域コミュニティ活動の

市民協働によるまちづくりの推進

将来像の実現に向け、3つの基本方針を掲げ、中央区協議会(地域分科会)の運営や地域コミュニティ活動の推進など市民協働によりまちづくりを進めます。

◆区協議会の運営 【区振興課、各行政センター】

浜松市では、政令指定都市移行に伴い、当時の7行政区すべてに区協議会を設置しました。区協議会は、地域における諸団体の代表者などにより構成し、市が提案する議題についての議論や、地域課題についてその解決策の検討をします。

令和6年1月の区再編後の区協議会は、区ごとに設置する「代表会」と再編前の区協議会が移行する「地域分科会」の2層構造です。中央区では、中央区代表会と中・東・西・南地域分科会を設置し、引き続き各地域の声を集約できるよう運営します。



▲区協議会

◆地域コミュニティ活動の推進 【区振興課、各行政センター、舞阪支所】

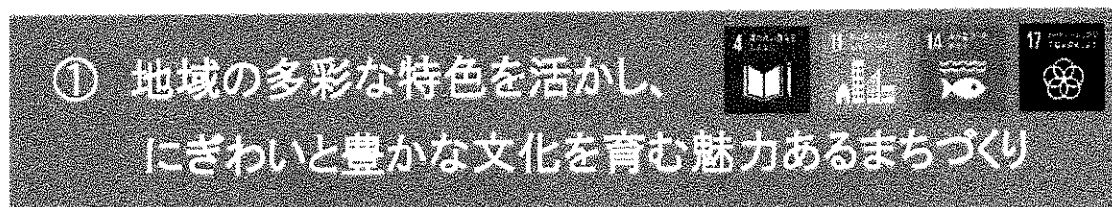
「地域住民の皆様の最も身近な相談窓口」として、区役所や行政センター、支所、協働センターにコミュニティ担当職員を配置し、地域の声やニーズをうかがいながら地域活動を支援します。また、自治会や地区コミュニティ協議会、NPOなどの地域活動団体を交え、市民協働で住民主体の住みやすい地域づくりを進めます。

◆地区コミュニティ協議会活動の支援

【区振興課、各行政センター、舞阪支所、市民部市民協働・地域政策課】

地域課題や地域振興について多様な主体が話し合う組織である地区コミュニティ協議会が、より迅速かつ柔軟に活動できるよう支援し、地域課題の解決を図ります。

また、区再編を契機に導入した地区コミュニティ協議会制度について、一層の周知に努めるとともに、設立を希望する地域には必要な支援を行います。



◆**地域力向上事業の実施** 【区振興課、各行政センター、舞阪支所】

住みやすい地域社会を実現するため、区内の地域資源を活かした事業や地域課題を解決する事業を実施します。「市民提案による住みよい地域づくり助成事業」、「区民活動・文化振興事業」、「区課題解決事業」及び「協働センター等を核とした地域課題解決事業」の4つの区分により、市民活動団体などの自主的な活動への支援や、地域団体などと協働した事業に取り組みます。



▲協働センター等を核とした地域課題解決事業
「地元のお仕事 探検し隊」(新津協働センター)

◆**(新規) みんなで応援地域活性化事業**

【区振興課、まちづくり推進課、各行政センター、舞阪支所、市民部市民協働・地域政策課】

幅広いエリアから人が集まる地域イベントについて、ガバメントクラウドファンディングを活用した支援を行い、地域の活性化を図ります。

◆**生涯学習、文化・スポーツ施設を活用した生きがいづくり**

【まちづくり推進課、各行政センター、舞阪支所】

だれもが「学び」を通じて健康や楽しみ、生きがいづくりに親しむとともに、学習の成果を発揮できる機会をつくることにより、地域学習リーダーや地域ボランティアとして担える人材の育成に努めます。

また、小学生や中高生を対象とした地域の核となりうる人材育成や、地域のさまざまな団体の活動を支援するため、地域コミュニティ活動の拠点として、協働センターなどの利用を促進します。

協働センターでは、地域の皆様が、日ごろの学習や活動の成果を発表する場として協働センターまつりなどのイベントを開催し、地域コミュニティの醸成を図ります。

その他にも、所管する様々な公共施設において、指定管理者の創意工夫による自主事業やイベントの開催を奨励し、多様な歴史・文化による豊かさやスポーツによる生活の充実などを実感できる文化・スポーツ施設の運営に努めます。

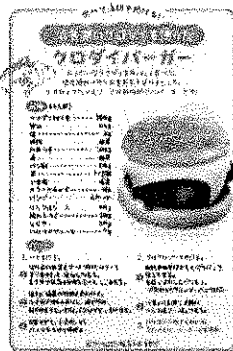
◆**公共建築物長寿命化推進事業** 【財務部公共建築課】

市が保有する建築物の改修を計画的に実施することで、建築物の長寿命化を図るとともに、市民に安全で快適な建築物を提供します。

(令和8年度大規模改修対象施設(中央区内):和地協働センター、南陽協働センター、南陽図書館)

◆中央区魅力発信事業 【まちづくり推進課】

中央区の歴史文化や地域資源を活用し、各地域(中・東・西・南)の多彩な特色を新発見・再発見することができる事業を実施し、中央区の魅力を発信します。



▲令和6年度



▲令和7年度

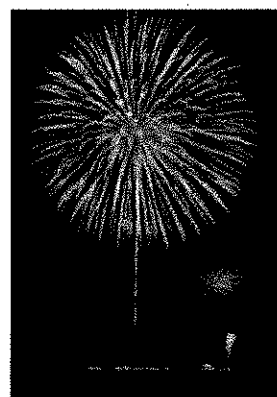
◆＜中地域＞(新規)漢字の起源を学ぶ講座事業 【区振興課】

中地域に関係する漢字の起源を解説する講座を開催することで、文字の持つ魅力や奥深さ、面白さを再発見し、中地域への更なる愛着と興味を抱く機会を提供します。

◆＜東地域＞中野町煙火大会開催事業 【東行政センター】

地域で長年親しまれ、大切にされてきた貴重な文化資源である中野町煙火大会(浜松地域遺産)の開催を支援します。

開催予定日:令和8年8月14日(金)



▲中野町煙火大会

◆＜東地域＞俳句の里づくり事業 【東行政センター】

東地域ゆかりの俳人・松島十湖にちなんだ第19回十湖賞俳句大会の実施や、小学生から高校生を対象とした俳句講座など俳句の面白さに触れる各種事業を開催することで、より多くの市民が俳句に親しむ機会を提供します。

俳句大会募集予定期間:令和8年7月1日(水)~9月30日(水)

同表彰式開催予定日:令和9年2月11日(木)

俳句講座実施予定時期:令和8年6月中旬~9月上旬



▲十湖賞俳句大会

◆＜東地域＞東地域・家康公ゆかりの里推進事業 【東行政センター】

NHK 大河ドラマ「豊臣兄弟」の放映で注目が高まる家康公と自らの住む地域との関わりを紹介する魅力的な講演会を開催し、地域への愛着や家康公への関心度の向上に寄与します。

開催予定日：令和8年9月12日(土)



▲歴史講演会

◆＜西地域＞舞阪えんばい朝市開催 【舞阪支所】



▲舞阪えんばい朝市 会場

弁天島海浜公園において、浜名湖や遠州灘の海の幸、西地域の地場産品などを販売する朝市を開催します。令和8年度は、4月と6月に計3回の開催を予定しています。

「えんばい」とは、舞阪地区の漁師が漁獲物をみんなで分け合うという風習を表した言葉であり、人々のつながりを象徴する言葉です。

開催予定日：令和8年4月18日(土)、19日(日)、
6月21日(日)

◆＜西地域＞はまなこ夏フェスタ開催 【西行政センター】

浜松市弁天島海浜公園の弁天島花火大会に併せ、「はまなこ夏フェスタ」を開催します。舞阪地区の名産品巡りや海洋生物の自然教室といった浜名湖の観光資源を活用したイベントに加え、ステージでの音楽演奏など「音楽の都・浜松」にふさわしい観光地の活性化とにぎわいを創出します。

開催予定日：令和8年7月4日(土)



▲はまなこ夏フェスタ

◆＜西地域＞浜名湖うなぎまつり開催 【西行政センター】



▲浜名湖うなぎまつり

浜名湖ガーデンパークにおいて、浜松市を代表する地域資源である「浜名湖うなぎ」の魅力や資源の保護を周知するため、浜名湖うなぎまつりを開催します。浜名湖の水産加工品や地場産品の販売、観光資源の広報活動を行い、地域の魅力を広く発信します。

開催予定日：令和8年11月1日(日)予定

◆＜西地域＞おいしい舞阪まると体験フェア 【舞阪支所】

舞阪地区及び周辺地区の冬の味覚や豊富な農産物など地場製品の販売、地元水産業に直接触れ合うことができる体験型イベントを開催し、食の魅力の広報と地産地消を推進します。

開催予定日：令和9年2月ごろ



▲大抽選会



▲かきむき大会

◆＜西地域＞文化財の保存と活用 【西行政センター、市民部文化財課】

「重要文化財中村家住宅」や「浜松市舞坂宿脇本陣」などの歴史的施設を活用したイベントの企画に協力し、施設の利用促進と来場者の増に取組みます。また、良好な状態で公開活用するため、「中村家住宅」「舞坂宿脇本陣」の劣化箇所の適正な修繕を行います。



▲重要文化財中村家住宅を活用したコンサート



▲舞坂宿脇本陣における岐佐神社祭礼御神輿お宿

◆＜西地域＞伝統芸能の保存と継承 【西行政センター】

雄踏歌舞伎「万人講」の定期公演を1月に開催するとともに、「子供歌舞伎教室」を開催することにより、伝統芸能の保存・継承と広報に努めます。



▲子供歌舞伎教室



▲寿吉例會我対面 対面の場

◆＜南地域＞ビーチコート利用促進、整備・運営事業

【南行政センター、市民部スポーツ振興課】

市内唯一の江之島ビーチコートにおいて、「ビーチテニス体験会」、「ビーチサッカー体験会」を開催し、地域への交流人口を増やすために、ビーチコートの認知度向上による利用促進を図ります。

また、国際大会が開催可能な国内最大級のビーチコートの整備に着手し、「ビーチ・マリンスポーツの聖地」を目指します。

開催予定日：ビーチテニス体験会

→令和8年9月26日(土)

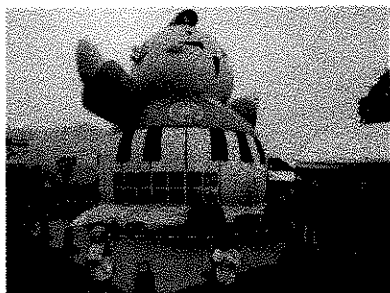
ビーチサッカー体験会

→令和8年11月8日(日)



▲ビーチテニス体験会

◆＜南地域＞中田島オータムフェスタ開催 【南行政センター】



▲中田島オータムフェスタ

遠州灘海浜公園において、浜松まつり会館等と連携して幅広い世代が楽しめるイベント「中田島オータムフェスタ」を開催し、市内有数の観光スポットである中田島砂丘をはじめとする地域の魅力を発信します。

開催予定日：令和8年10月～11月の土曜日(1日)

◆＜南地域＞アカウミガメ(天然記念物)の保護と理解促進

【南行政センター、市民部文化財課】

文化財(市指定天然記念物)に指定されているアカウミガメの保護と理解促進を目的として、産卵状況を調査するとともに、卵の保護活動を行います。保護活動に当たっては、老朽化した保護柵を移転新設し、継続的な保護体制を確保します。

また、夏季に親と子のウミガメ教室を開催します。



▲アカウミガメの産卵

◆(新規)観光地域周遊促進事業 【産業部観光・シティプロモーション課】

舘山寺温泉エリア等の観光地域において、地域内での移動手段となる三次交通の不便を解消することで、観光周遊による滞在時間の延長や消費拡大を促し、地域経済の活性化を図ります。

◆まちなか賑わい創出事業 【産業部産業振興課】

(新規)まちなか賑わい創出支援事業

中心市街地の回遊性向上に貢献するイベントの開催を支援し、中心市街地の活性化とにぎわいの創出を図ります。

(新規)位置情報を活用した来街促進事業

位置情報データを用いたゲームアプリ等を活用し、市内で開催されるイベント来訪者等の来街を促進させる事業を実施することで、中心市街地のにぎわい創出を図ります。

◆浜名湖アサリ総合対策事業 【産業部農業水産課】

浜名湖地区水産振興協議会が行う浜名湖のアサリ資源の回復を図る事業を支援し、水産業の持続化・活性化につなげます。

② 安全・安心に暮らせるまちづくり

◆交通安全の推進 【まちづくり推進課、各行政センター、舞阪支所】

本市は政令指定都市の中で人口10万人あたりの人身交通事故件数が、16年連続ワースト1となっており、交通安全啓発事業を拡充し、ワースト1からの脱却を目指します。

各地域において、小中高生には交通安全教室の開催により交通ルールを学ぶ機会を提供し、自転車マナーの向上やヘルメット着用率の向上を目指します。また、高齢者には体験型交通安全講習会を開催し、高齢者事故の特徴解説やサポートカー乗車体験等をととして、高齢者の交通安全意識の向上を目指します。

その他にも、路上での街頭広報や商業施設での啓発イベント等、警察や交通安全協会などと連携し、「交通安全に対する意識の向上」と「交通ルールを守る意識の向上」を目指す交通安全啓発を行い、安全・安心に暮らせるまちづくりに努めます。



▲体験型交通教室の開催



▲サポートカー体験会



▲中央区東地域交通安全フェア

◆交通事故ワースト1脱出事業、通報サービスの機能追加 【土木部道路企画課】

事故データに基づく交通事故削減効果の高い対策、通学路等の生活道路の安全対策や交通事故の危険性が高い交差点における事故削減対策を実施することにより、交通事故ワースト1からの脱却を図ります。

また、「通報サービスいっちょお！」の機能を追加し、交通環境でヒヤリハットした事例を情報収集、潜在的な危険箇所をマップで可視化することにより、未然の事故防止につなげます。

◆浜松環状線立体交差化事業 【土木部道路企画課】

遠州西ヶ崎駅に隣接する、浜松環状線と遠州鉄道鉄道線との踏切部を立体交差化し、また本路線を4車線化することにより、交通の円滑化及び物流機能強化を図ります。

◆防災意識の啓発 【区振興課、各行政センター】

自治会や学校、各団体等に対し、「自助」、「共助」をテーマにした出前講座を行い、各地域における災害特性を伝えつつ、日ごろからの備えの重要性を啓発します。

令和8年度は、中・西・南地域の自主防災隊を対象として、「わたしの減災プロジェクト」を実施します。「一人ひとりがいつどこに避難するのか」を事前に整理する「わたしの避難計画」の作成を促進し、地域の防災力向上を図ります（東地域は令和6年度実施済）。



▲防災訓練の支援

また、自主防災隊が主体的に行う防災訓練について、資機材の提供や設営・使用方法のレクチャーなどにより支援を行います。

◆自主防災隊への助成 【区振興課、各行政センター】

地域の防災力を強化するため、自主防災隊が行う資機材の購入や防災倉庫の新設・増設・修繕を支援し、自主防災隊活動の活性化を図ります。

◆（新規）ファーストミッションボックス用防災資機材の配備

【危機管理監危機管理課】

発災直後の避難所で、初めに（ファースト）やるべきこと（ミッション）が書かれた指示書と必要な資機材が収納（ボックス）されたファーストミッションボックスを指定避難所に配備し、迅速かつ適切な避難所運営の初動対応ができる体制を整えます。

◆（新規）津波避難タワー・マウンド日除け対策事業 【危機管理監危機管理課】

令和7年7月の津波警報発表時に判明した課題を踏まえ、津波避難タワー及び津波避難マウンドに日除け対策の工作物を設置し、避難者の熱中症リスクの軽減を図ります。

◆トイレカー、組立式仮設トイレの整備 【危機管理監危機管理課】

車両にトイレ設備が組み込まれた移動可能なトイレカーを確保するとともに、指定避難所に組立式仮設トイレを配備することで、災害時におけるトイレ環境を整えます。

◆地震対策推進事業 【都市整備部建築行政課】

住宅や建築物等の耐震診断や補強工事に係る費用を一部助成し促進することにより、旧耐震基準で建てられた建築物の耐震化や転倒の危険性のあるブロック塀等の対策を図ります。

◆芳川公園地下貯留施設整備事業 【土木部河川課】

近年の大雨の激甚化・頻発化に伴う浸水被害に対し、芳川公園の地下貯留施設を整備することで東芳川流域の浸水被害早期軽減を図ります。

◆自治会への助成

【区振興課、各行政センター、市民部市民生活課、市民部市民協働・地域政策課】

だれもが安全に利用することができる集会所を新築または改修、省エネ設備を導入する自治会を支援します。

また、夜間の犯罪防止や交通安全を図るため、LED 防犯灯や防犯カメラを設置または維持管理する自治会に対し、その費用を助成します。さらに、設置を検討する自治会に対し防犯カメラを貸与し、犯罪抑止効果の有用性を確認する機会を提供します。

◆（新規）自治会専用サイト構築事業 【市民部市民協働・地域政策課】

市ホームページ内に自治会専用サイトを作成し、自治会活動の意義の発信や行政情報の一元化により自治会運営を支援することで、地域コミュニティの活性化を図ります。

◆行政サービスに重要な区民情報の円滑で確実な管理

【区民生活課、各行政センター】

福祉・文化・健康など、行政サービスの提供には正確な住民情報が必要です。マイナンバーカードや住民登録・印鑑登録・戸籍などの各種届出を適切に事務処理することで、確実に住民情報を管理します。

また、証明書コンビニ交付への誘導、手続きのオンライン化、届出や申請の手間を省く取り組みなどで、窓口の円滑化を推進します。

◆＜西地域＞舞阪地区表浜防風林再生事業 【舞阪支所】

松枯れが進んでいる防風林を再生するため、クロマツを植樹します。舞阪地区子ども育成会や自然保護・まちづくり活動をしている団体などの協力を得て植樹を行い、景観の維持と防災機能（防風・防砂）を復活します。



▲植樹方法の説明



▲舞阪地区子ども育成会などによる植樹

◆（新規）三方原防風林跡地整備事業 【産業部林業振興課】

初生小学校東側の三方原防風林跡地を整地し、災害時の対応や地域活動に利用可能な広場として有効活用を図ります。

◆特定外来生物ヌートリア対策事業 【環境部環境政策課】

特定外来生物であるヌートリアの分布拡大の防止及び生息域の縮小に向けた計画の策定と計画に基づく効果的な捕獲を実施することにより、生態系や農業への被害防止を図ります。

◆活性炭を用いた河川水の浄化対策 【環境部環境保全課】

令和 7 年度に実施した伊佐地川に繋がる北部承水路支流における実証実験の結果を踏まえ、より効果的に有機フッ素化合物を除去する浄化対策を講じ、市民の安全・安心を確保します。

◆（新規）地域公共交通網形成計画改定事業 【都市整備部交通政策課】

市内公共交通の再構築に向けた計画を策定し、地域公共交通網形成計画へ位置付け、持続可能な公共交通を推進します。

◆南消防署・浜松第 41 分団・可美市民サービスセンター複合施設建設事業

【消防局消防総務課、市民部市民生活課】

老朽化する可美市民サービスセンターの施設整備に合わせ、敷地内の南支団浜松第 41 分団庁舎と近隣施設で老朽化する南消防署を複合した施設を整備します。施設整備が完了するまでの間、令和 8 年 4 月 1 日から仮事務所を開設し、「市民サービスセンター業務」を行います。

◆（新規）コンビニエンスストアへの AED 設置事業 【健康福祉部健康医療課】

心肺機能停止事例が昼夜問わず発生している中心市街地を対象として、コンビニエンスストアに AED を設置し、緊急時に備えた医療提供体制を整備します。

③ 共生のこころで支え合い、 やさしさあふれるまちづくり



◆ユニバーサルデザインの啓発 【区振興課、各行政センター】



▲小学校での出前講座

ユニバーサルデザインとは、年齢・性別・能力の違いなどにかかわらず、すべての人が安全・安心で快適に過ごすことができる人づくりや環境づくりを行っていかうとする考え方です。

だれもが暮らしやすいまちをつくるユニバーサルデザインの考え方や取り組みについて、出前講座やパンフレットの配架などを通じて啓発します。

◆障がいの有無にかかわらず共生できる社会の推進 【中央福祉事業所・社会福祉課】

障がいの有無にかかわらず、だれもが住み慣れた地域で支え合い、希望を持って安心して暮らすことができる共生社会のため、各地域に設置した「浜松市障がい者自立支援協議会 エリア連絡会」において、障害福祉事業所や当事者団体、地区社会福祉協議会、民生委員児童委員協議会等と情報共有や意見交換を行い、これら多機関が連携することで、身近な地域での支援体制の充実を図ります。



▲「エリア連絡会」での活動の様子

◆安定した生活の実現と自立に向けた支援 【中央福祉事業所・生活福祉第二課】

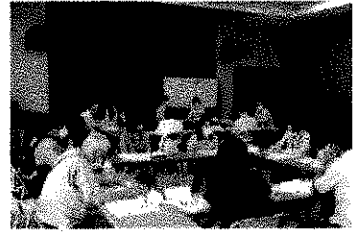


▲浜松市ジョブサポートセンター

求職活動を行う生活に困窮する方々に対し、市ジョブサポートセンターと連携し、生活に関する相談、就労に向けての援助を行うことで、安定した生活の実現と自立に向けた支援を行います。

◆生活支援体制づくりの推進 【中央福祉事業所・長寿支援課】

ひとり暮らしの高齢者や高齢者のみの世帯が増加しています。それに伴い、身体機能、認知機能の低下から介護や日常的な支援が必要な人が増え続けています。そのため、高齢者が住み慣れた地域で引き続き安心して生活ができるよう、自治会、社会福祉協議会及び地域包括支援センター（高齢者相談センター）など地域の関係機関が協議体を構成し、協議体会議では、サロン活動や家事支援、買物支援、移動支援等の情報を共有するとともに、日常生活支援・介護予防活動などに取り組む体制づくりを推進します。



▲生活支援体制づくり協議体活動

具体的には、地域の課題として、認知症になっても住みやすいまちづくりを挙げた地域では、認知症に対する正しい知識の習得と相談窓口の周知、ひとり歩き高齢者等の見守り体制の構築のための取組等を行っています。

引き続き、住民の主体的な支え合いによる介護予防活動や生活支援サービスを推進します。

◆＜東地域＞高齢者とその家族の交流及び暮らしのサポート事業

【中央福祉事業所・長寿支援課（東）】



▲おじいちゃん、おばあちゃんの作品展

核家族化が進展するなか、敬老の日に対する意識の高揚を図るため、地域の園児が描いたおじいちゃん、おばあちゃんの似顔絵を展示し、家族間の交流を推進します。

◆子育てワンストップ窓口での相談支援の充実

【中央福祉事業所・児童家庭課、中央健康づくりセンター】

児童福祉分野（児童家庭課）と母子保健分野（健康づくりセンター）の相談支援を一体的に行う窓口「こども家庭センター」を設置し、妊産婦、子育て世帯、子供への包括的な相談支援を実施しています。

切れ目のない相談体制や子育て支援サービスの提供等により、子育て家庭の負担軽減や孤立感の解消を図ります。



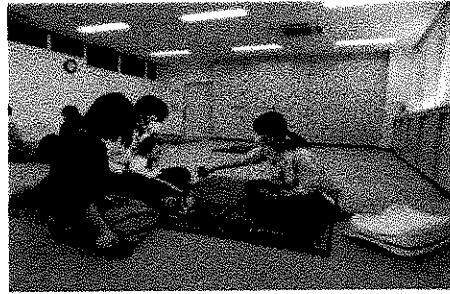
▲こども家庭センター

◆健康はままつ21の推進 【中央健康づくりセンター】

健康はままつ21の3つの目標「健康寿命の延伸」「生活の質の向上」「こども一人ひとりの健やかな発育・成長」の実現に向け、安心して子供を産み育てることができる相談支援体制の推進及び健康増進の普及促進に取り組みます。

胎児期から高齢期まで切れ目なく支援していく「ライフコースアプローチ」や「中央区の地域特性」などを踏まえた地域保健活動を行うことで、生活習慣病の発症・重症化予防の推進に取り組みます。

また、関係団体等とも連携を図り、「健幸都市 浜松」を目指し、健康づくりの輪を広げていきます。



▲親子すこやか相談

数字で見る中央区

➤ 中央区のすがた	20
・行政区別の人口・面積等	20
・地域別の人口・面積等	21
・各地域の内訳	22
➤ 区の経営に要する資源	26
・中央区組織と各課業務	26
・職員数	26
・令和8年度当初予算額	27

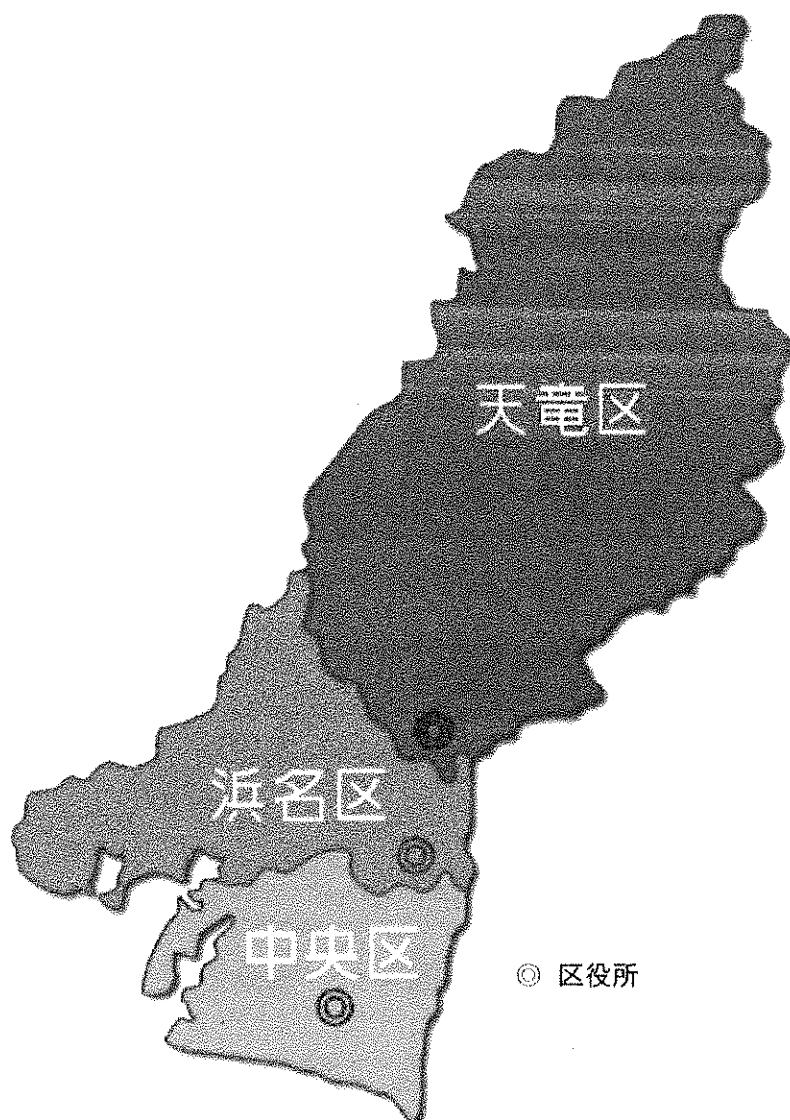
■ 中央区のすがた

1 行政区別の人口・面積等

区名	世帯数	人口(人)	面積(k㎡)	人口密度
中央区	284,336	598,480	268	2,233.1 人/k㎡
	78.9%	77.2%	17.2%	
浜名区	64,639	152,872	346	441.8 人/k㎡
	17.9%	19.7%	22.2%	
天竜区	11,678	24,105	944	25.5 人/k㎡
	3.2%	3.1%	60.6%	
計	360,653	775,457	1,558	497.7 人/k㎡
	100.0%	100.0%	100.0%	

※「世帯数」、「人口」：浜松市区別・町字別世帯数人口（令和8年4月1日現在 住民基本台帳による）

※「面積」：国土地理院令和8年全国都道府県市区町村別面積調（令和8年1月1日時点 小数点以下四捨五入）



2 地域別の人口・面積等

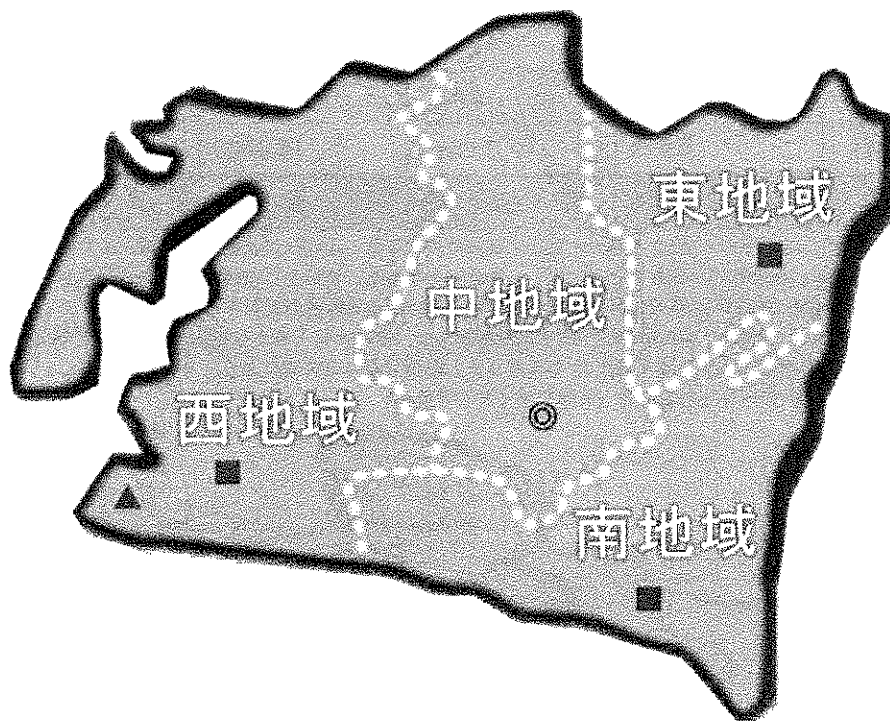
地域名	地区数	世帯数	人口(人)	面積(km)	町数	単位自治会数
中地域	14	133,226	267,105	60.5401	200	156
東地域	6	58,359	127,512	46.2900	61	106
西地域	8	46,042	104,030	114.4000	48	61
南地域	7	46,709	99,833	46.9822	59	79
計	35	284,336	598,480	268.2123	*366	402

*中地域江西地区、南地域白脇地区及び新津地区の瓜内町、法枝町は、合計時それぞれ1町として計上。

※「世帯数」、「人口」、「町数」：浜松市区分・町字別世帯数人口（令和8年4月1日現在 住民基本台帳による）

※「面積」：令和7年版浜松市統計書（平成19年4月1日 都市計画基礎調査による）

※「単位自治会数」：浜松市自治会連合会（令和8年4月1日現在）



◎ 中央区役所

■ 東行政センター、西行政センター、南行政センター

▲ 舞阪支所

3 各地域の内訳

(1) 中地域 (14 地区)

地区名	世帯数	人口(人)	面積(k㎡)	町数	単位自治会数
中央地区	2,806	5,037	0.9450	17	16
ア外地区	5,407	10,197	1.6000	10	10
西地区	7,130	14,202	2.4435	10	10
県居地区	2,776	5,158	0.8230	8	8
城北地区	9,976	20,554	3.4469	*21	16
駅南地区	5,066	8,939	1.2560	4	12
江西地区	7,554	14,007	2.8086	15	10
北地区	3,149	5,521	1.0410	4	4
江東地区	8,310	16,520	2.4902	19	13
萩丘地区	35,450	70,841	16.4659	54	11
曳馬地区	17,862	35,641	5.4833	25	16
富塚地区	7,135	15,364	4.0492	*2	5
佐鳴台地区	4,786	9,426	1.4152	6	7
三方原地区	15,819	35,698	16.2723	7	18
計	133,226	267,105	60.5401	*200	156

*城北地区の町数には富塚町の一部を含む(ただし、富塚町の世帯数、人口及び面積は富塚地区に含む)。

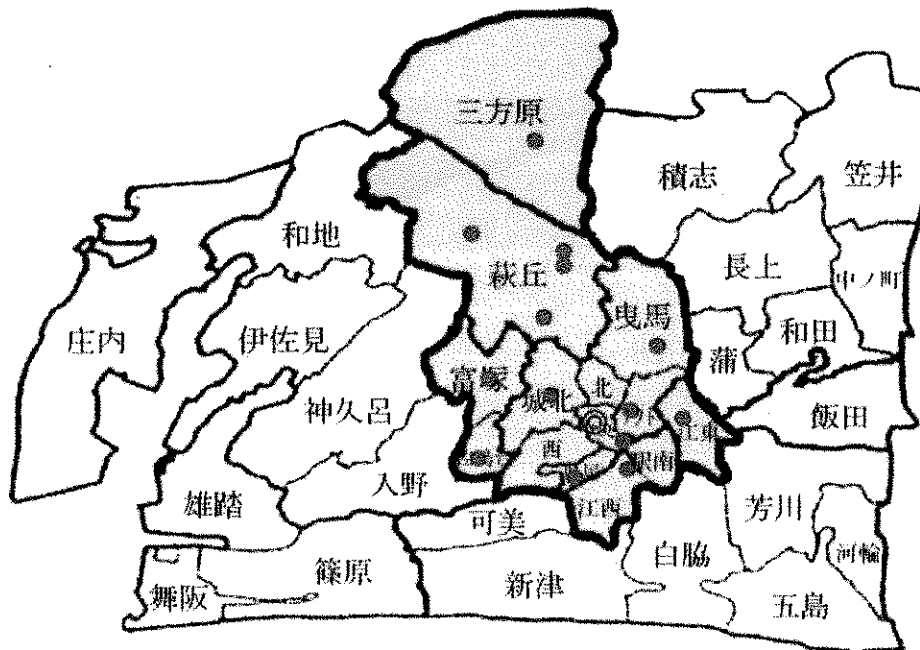
*富塚地区の町数には和合町の一部を含む(ただし、和合町の世帯数、人口及び面積は萩丘地区に含む)。

*城北地区と富塚地区の富塚町、萩丘地区と富塚地区の和合町は、合計時それぞれ1町として計上。

※「世帯数」、「人口」、「町数」：浜松市区分・町字別世帯数人口(令和8年4月1日現在 住民基本台帳による)

※「面積」：令和7年版浜松市統計書(平成19年4月1日 都市計画基礎調査による)

※「単位自治会数」：浜松市自治会連合会(令和8年4月1日現在)



◎ 中央区役所

● 協働センター、市民サービスセンター

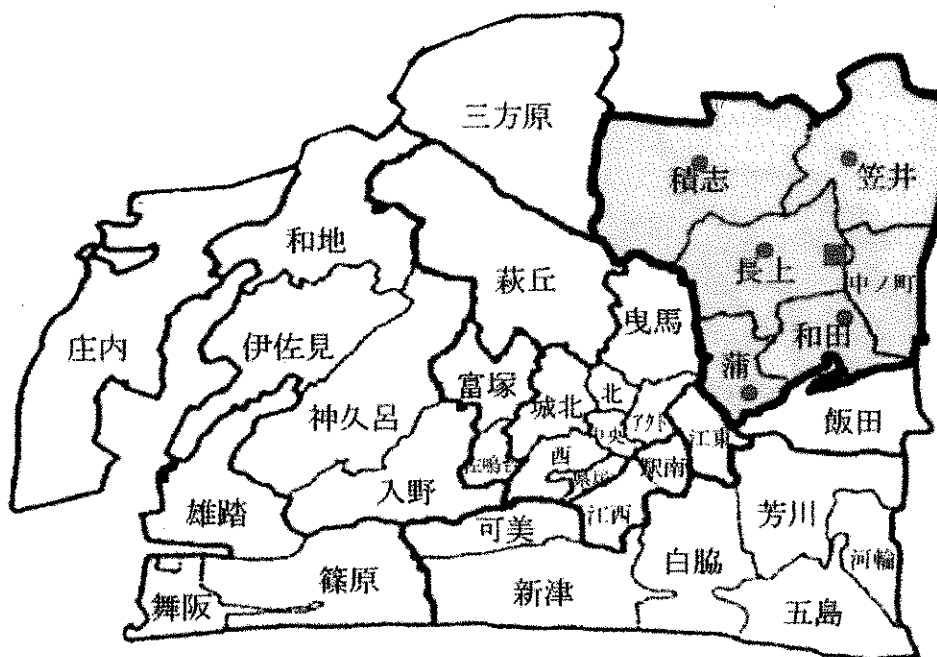
(2) 東地域 (6 地区)

地区名	世帯数	人口(人)	面積(km)	町数	単位自治会数
蒲地区	9,802	20,091	3.6842	10	11
笠井地区	6,462	15,216	10.4881	8	24
長上地区	12,090	25,834	8.8969	8	12
和田地区	9,619	20,062	4.7314	11	12
中ノ町地区	2,546	5,830	4.9342	5	9
積志地区	17,840	40,479	13.5552	19	38
計	58,359	127,512	46.2900	61	106

※「世帯数」、「人口」、「町数」：浜松市別・町字別世帯数人口（令和8年4月1日現在 住民基本台帳による）

※「面積」：令和7年版浜松市統計書（平成19年4月1日 都市計画基礎調査による）

※「単位自治会数」：浜松市自治会連合会（令和8年4月1日現在）



■ 東行政センター

● 協働センター

(3) 西地域 (8 地区)

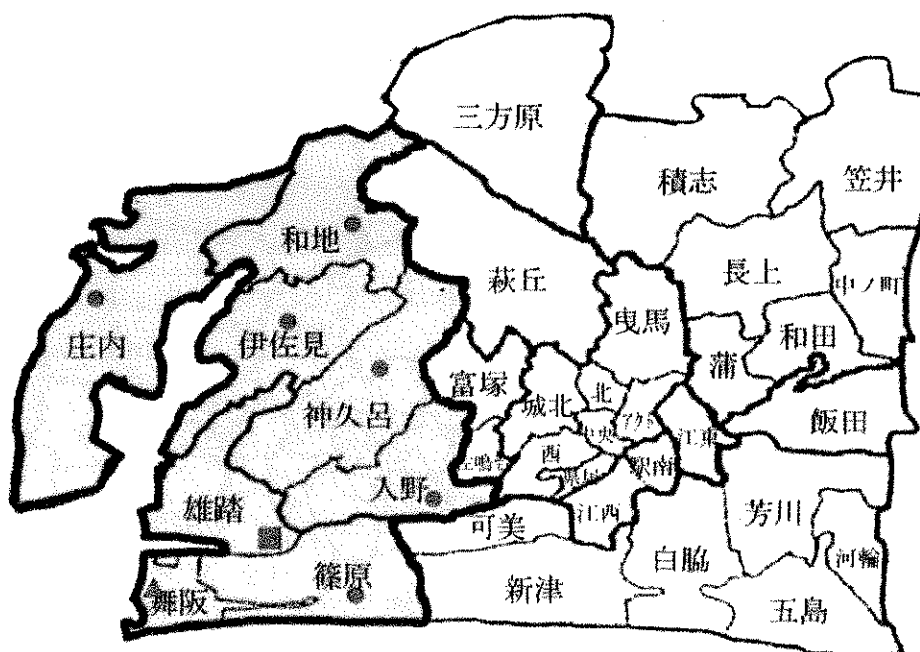
地区名	世帯数	人口(人)	面積(km ²)	町数	単位自治会数
神久呂地区	5,011	11,441	13.2976	4	4
入野地区	10,770	23,448	8.3753	10	12
伊佐見地区	4,133	10,075	10.4230	4	7
和地地区	4,364	10,395	11.0626	10	7
篠原地区	6,415	14,337	10.2507	3	5
庄内地区	4,012	9,007	19.3062	9	9
舞阪地区	5,132	10,716	4.6100	4	8
雄踏地区	6,205	14,611	8.1446	4	9
計	46,042	104,030	*114.4000	48	61

*合計面積には、浜名湖(28.93 km²)を含む。

※「世帯数」、「人口」、「町数」：浜松市市区別・町字別世帯数人口(令和8年4月1日現在 住民基本台帳による)

※「面積」：令和7年版浜松市統計書(平成19年4月1日 都市計画基礎調査による)

※「単位自治会数」：浜松市自治会連合会(令和8年4月1日現在)



■ 西行政センター

▲ 舞阪支所

● 協働センター

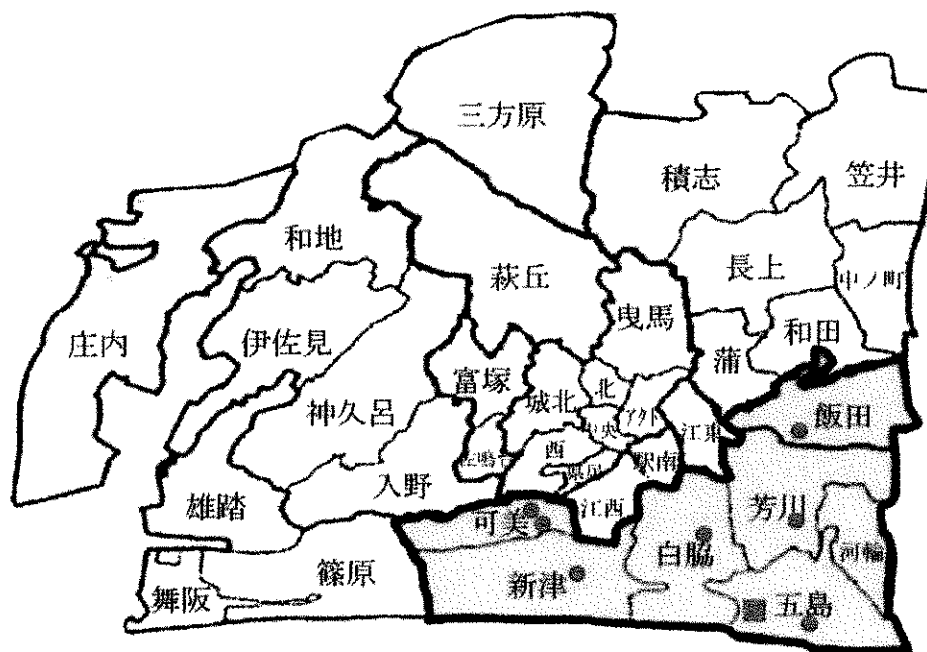
(4) 南地域 (7 地区)

地区名	世帯数	人口(人)	面積(k㎡)	町数	単位自治会数
白脇地区	10,049	21,861	8.3008	7	9
新津地区	6,364	13,824	9.7050	8	10
五島地区	3,219	6,795	6.9811	8	10
河輪地区	2,138	4,901	3.4222	6	7
芳川地区	10,853	23,525	8.0320	18	22
飯田地区	5,840	12,513	6.5285	8	14
可美地区	8,246	16,414	4.0126	4	7
計	46,709	99,833	46.9822	59	79

※「世帯数」、「人口」、「町数」：浜松市区別・町字別世帯数人口（令和 8 年 4 月 1 日現在 住民基本台帳による）

※「面積」：令和 7 年版浜松市統計書（平成 19 年 4 月 1 日 都市計画基礎調査による）

※「単位自治会数」：浜松市自治会連合会（令和 8 年 4 月 1 日現在）



■ 南行政センター

● 協働センター、市民サービスセンター

■ 区の経営に要する資源

1 中央区組織と各課業務

課 名 等	業 務	電 話
区振興課	総務(住居表示・統計)、防災、自治会、コミュニティ支援など	TEL 457-2210
区民生活課	証明・届出(戸籍・住民票)、パスポート、マイナンバーカードなど	TEL 457-2121
まちづくり推進課	生涯学習、事業後援、ごみ、スポーツ振興など	TEL 457-2778
東行政センター	総務(住居表示・統計)、防災、自治会、コミュニティ支援、証明・届出(戸籍・住民票)、マイナンバーカード、生涯学習、事業後援、ごみ、スポーツ振興など	TEL 424-0115
西行政センター		TEL 597-1112
南行政センター		TEL 425-1120
舞阪支所	窓口サービス、防災、コミュニティ支援など	TEL 592-2111

2 職員数

令和8年4月1日現在(単位:人)

	正規職員	再任用職員	会計年度 任用職員	計
区長・副区長	2	0	0	2
区振興課	17	1	8	26
区民生活課	56	3	137	196
まちづくり推進課	34	5	37	76
東行政センター	37	8	60	105
西行政センター	48	8	60	116
南行政センター	36	5	49	90
舞阪支所	5	2	3	10
計	235	32	354	621

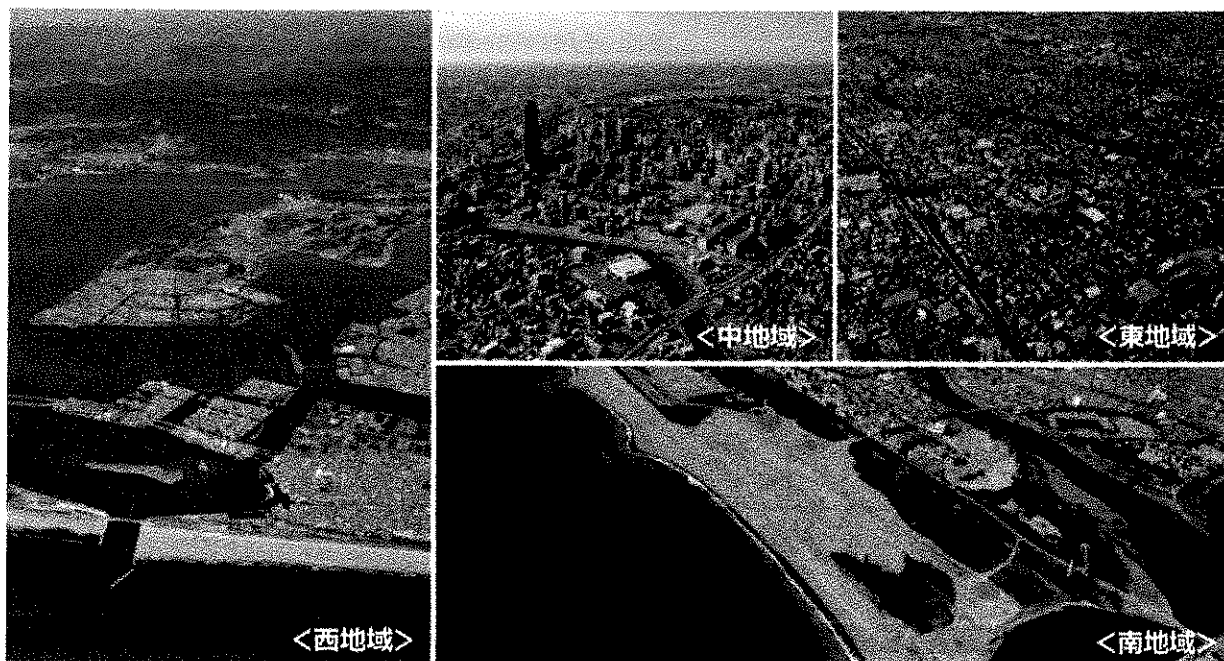
3 令和8年度当初予算額

(1) 事業費

	金額(千円)
区役所費	1,099,151
本庁からの配当	2,303,661
計	3,402,812

(2) 人件費

	職員数(人)	金額(千円)
正規職員	235	1,966,752
再任用職員	32	107,595
会計年度任用職員	354	1,179,677
計	621	3,254,024



浜松市 中央区役所 区振興課

所在地：〒430-8652 浜松市中央区元城町103番地の2

電話：053-457-2210 / FAX：053-457-2776

E-mail：c-shinko@city.hamamatsu.shizuoka.jp

ホームページURL：https://www.city.hamamatsu.shizuoka.jp/ward/chuo/

公表：令和8年5月

遠州灘海浜公園篠原地区道の駅整備事業について

1 背景

- ・全国の道の駅は、道路休憩施設として安全で快適な交通環境の創出に資するものであると同時に、情報発信、地域連携の基本機能を有し、地方創生・観光の拠点としての役割を担っている。また、一部の駅では災害時の防災拠点としての役割も果たしている。
- ・本市が検討している道の駅は、道路休憩施設としての必要性に加え、遠州灘海浜公園篠原地区と相乗効果を発揮できるポテンシャルを有している。
- ・令和 5 年度に遠州灘海浜公園（篠原地区）道の駅及び周辺地域活性化構想を策定し、基本的な考え方や導入機能等について検討してきた。
- ・令和 6 年度から官民連携手法導入可能性調査を実施し、サウンディング型市場調査や事業手法の検討を踏まえ、令和 7 年度末に基本計画を策定した。
- ・民間事業者からは道の駅単独でも事業の成立が見込めるとの声を受け、公園整備に先行して検討を進めている。

2 基本計画の位置づけ

- ・基本計画は、令和 5 年度に策定した構想をもとに、道の駅のコンセプトや整備候補地、施設規模、施設イメージをより具体化させるとともに、実現に向けた事業手法やスケジュールを整理するものである。
- ・基本計画をもとに、道路管理者等と施設内容やレイアウト、交通アクセスなどの詳細について協議・調整を行い、事業者選定の仕様（要求水準書）作成及び「道の駅」事業計画策定につなげる。

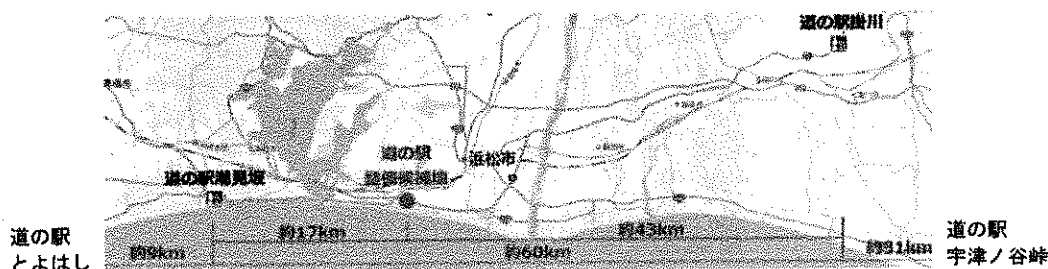
3 道の駅の検討

(1) 道の駅の必要性

①安全で快適な道路交通環境の提供

- ・道の駅空白地帯の解消
 - …国道 1 号沿線には、道の駅潮見坂から道の駅掛川までの約 60km の間に道の駅が存在せず、篠原地区への道の駅の整備により、安全・安心な休憩施設が充足する。（図-1）
- ・全ての人にとって快適な休憩施設の提供
 - …身体障害者専用駐車場や多目的トイレ、ベビーケアルームなどの整備により、多様な人々が利用しやすい休憩施設を提供する。

<図-1 国道 1 号沿線の近隣の道の駅>



②地域振興への寄与

・交流人口の拡大

…人口減少局面から脱却し、持続可能な地域を実現するためには、「交流人口」、「関係人口」、「定住人口」の3つの人口の拡大が必要であり、地域資源を生かした道の駅を整備し、3つの人口の入口となる「交流人口」の拡大を促進する。

・地域の魅力の発信

…市内各地の観光資源をストーリー化して発信するとともに、地域ならではの体験コンテンツを提供することにより、ブランド価値の向上を図る。

・産業振興

…農業・漁業と商工業の連携による6次産業化の取り組みや販路拡大、産業展示・PRなどによる情報発信を通じて、地域産業の持続的発展を目指す。

③防災機能の向上

・広域的な防災拠点

…国道1号は第1次緊急輸送道路及び道路啓開計画のルートに指定されており、道の駅は大規模災害時の避難や復旧・復興の拠点としての役割を担う。

・防災道の駅

…防災道の駅は大規模災害時に自衛隊等の救援活動の拠点、緊急物資等の基地機能、復旧・復興活動の拠点などの役割を担うものであり、指定に向けた検討を進める。

(2) 整備の方向性

【前提とする考え方】

- ①登録要件から：快適な休憩環境、観光資源等の発信、地域産業振興への寄与、防災機能
- ②事例調査から：多様な利用者、高アクセス性、官民連携
- ③本市特有の状況から：バイクのまち、公園との連携など

【基本方針】

- ・安全で快適な道路環境の提供
- ・浜松の魅力の発信
- ・交流の場の提供
- ・圏域住民の居場所の提供
- ・民間活力の導入による持続可能な施設運営

(3) 計画地

- ・国道1号篠原東交差点付近を中心とする一帯の中で、同交差点周囲の3か所を候補地A・B・Cとして検討を行った。

(図-2)

<図-2 整備候補地>



- ・アクセス性、公園との連携、敷地面積の確保、計画の自由度などの観点による評価と、民間事業者からの意見を踏まえ、同交差点南西部の候補地Cを計画地とする。(図-3)

＜図-3 計画地（候補地C）＞



(4) アクセス

- ・道の駅へのアクセスの利便性と、周辺道路の安全性の観点から検討を進める。
- ・主なアクセス経路は国道1号、市道上島柏原線を想定しており、特に国道1号の通行に渋滞などの支障がでないよう、道路管理者と十分調整し、必要な対策を講じる。
- ・篠原東交差点の負荷が過大になることが想定される場合には、道路管理者と調整のうえ、周辺道路も含めた検討を行う。

(5) 施設規模、導入機能

- ・敷地面積は42,000 m²程度、建築物の延べ面積は5,000 m²程度とする。(表-1)
- ・利用者用駐車台数は、四輪車400台程度（小型車330台程度（身障者専用、思いやり、EV充電用を含む）、大型車（大型特殊を含む）70台程度）、自動二輪車80台程度とする。
- ・導入機能はA登録要件、B基本機能、C付加機能の3つに大別する。
- ・A登録要件は道の駅の登録に必須の機能、B基本機能は近年の道の駅に一般的に設置されている機能、C付加機能は地域の特徴づけとして設ける機能であり、A登録要件とB基本機能は必要不可欠な施設として整備を前提とする。C付加機能については、基本方針に基づく事業者からの提案により整備を検討する。

＜表-1 施設規模＞

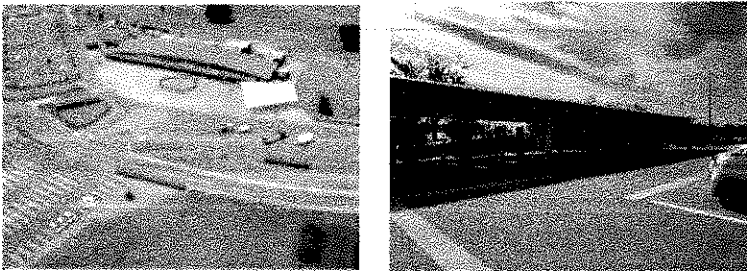
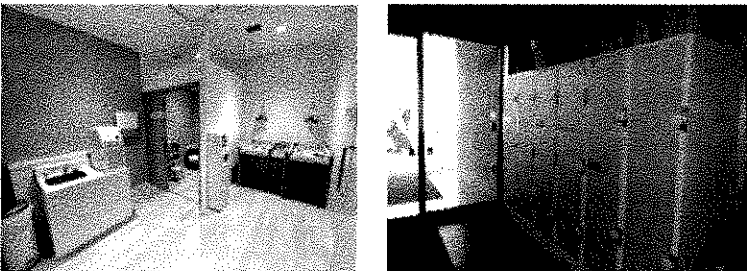
	敷地 (m ²)	建築物 (m ²)
A 登録要件	19,480	1,610
B 基本機能	4,150	3,600
C 付加機能	適宜	適宜
その他		
合計	42,000	5,210+適宜

<表-2 (参考) 近隣の道の駅の概要>

		(仮) 浜松	とよはし	潮見坂	掛川
沿線道路		国道1号 (浜松 BP)	国道23号	国道1号 (潮見 BP)	国道1号 (掛川 BP)
沿線交通量 (24時間上下合計)		34,350 台	32,133 台	31,051 台	29,780 台
駐車台数	四輪計	400 台程度	258 台	150 台	307 台
	自動二輪車	80 台程度	24 台程度	4 台	68 台
敷地面積		約 42,000 m ²	約 37,800 m ²	約 16,000 m ²	約 49,700 m ²
建築物の延べ面積		約 5,000 m ²	3,000 + α m ² *1	506 + α m ² *1	1,251 + α m ² *1
年間来場者数 (R4 年度)		-	225 万人	71 万人	168 万人

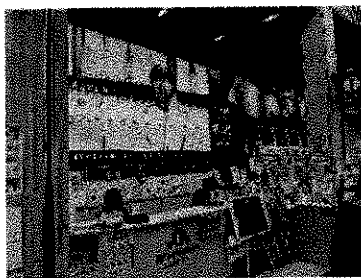
※1：国の管理部分は非公開

<表-3 導入機能のイメージ>

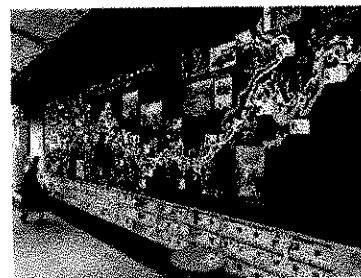
A 登録要件	
①駐車場 ・道路からの安全な出入り ・車種に応じた適正な区画割 ・自動二輪車駐車場は屋根付で前向きに駐車し、前向きに出られる構造 ・空き区画の表示	(24 時間利用可)  (道の駅常陸大宮 出典：HP) (道の駅ふくしま)
②トイレ ・誰もが安全・円滑に利用できる施設配置、レイアウト ・子育て世帯が安心して利用できるおむつ替えシートや幼児用便器などの設置 ・バイクユーザーが利用しやすいゆとりあるレイアウト	(24 時間利用可)  (道の駅ふくしま) (道の駅なないろ・ななえ 出典：HP)
③休憩施設、ベビーケアルーム ・十分な広さと快適性を備えた設備 ・子育て世帯が安心して利用できる授乳室 ・バイクユーザーが利用しやすい手荷物用ロッカーの設置	(24 時間利用可)  (IKEA 前橋 出典：コンビウィズ HP) (道の駅みそぎの郷さこない 出典：HP)

④情報発信施設

- ・ 交通状況や渋滞、規制、気象など、交通安全に必要な道路関連情報の提供
- ・ 周辺の観光地や飲食店、宿泊施設の案内などを通じた地域の魅力発信と周遊促進



(道の駅米沢)



(KADODE Ooigawa)

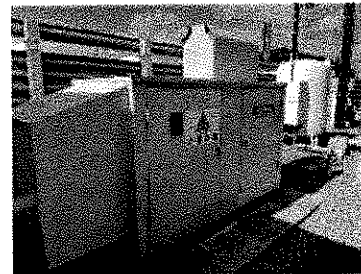
(24 時間利用可)

⑤防災施設

- ・ 大規模災害時の災害対応に不可欠な発電機、貯水槽、防災トイレなどの整備と関連資機材の保管
- ・ 食料・医薬品などの緊急物資の備蓄



(道の駅 KOKO くるべ)



(道の駅バレットピアおおの)

B 基本機能

①飲食施設

- ・ 地場の食材を活かし、季節の食材を味わえるメニューの提供
- ・ フードコートを中心にテイクアウトなどの店舗スタイルや、テーブル席、小上がり席など様々な利用者層を想定した飲食空間



(道の駅まえばし赤城)



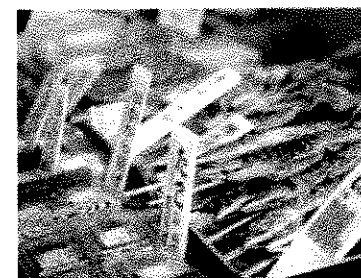
(道の駅うずしお 出典：HP)

②農水産物等直売所

- ・ 地場の新鮮な農水産物を中心とした幅広い品揃えによる地域の魅力発信
- ・ 地域住民の日常の食材の提供
- ・ 生産者の出品意欲をかき立てる出品スキームの構築



(道の駅とよはし 出典：HP)



(道の駅あらい 出典：HP)

③特産品販売所

- ・ 商工連携による地場産品を活かした加工品の開発、販売など
- ・ 県西部や浜名湖周辺の特産品の広域的な提供
- ・ 生産者の出品意欲をかき立てる出品スキームの構築



(道の駅まえばし赤城)



(道の駅もてぎ 出典：HP)

④屋根付イベント広場

- ・普段は雨避け、日除けとなり、快適に休憩・交流できるにぎわい創出空間
- ・イベント時には、農水産物等直売所や飲食施設、広場などと連携
- ・使いやすく稼働率の高い構造・設え



(道の駅なんぶ)



(道の駅まえばし赤城 出典：HP)

⑤キッズスペース

- ・天候や季節に左右されず子供が安全に遊ぶことができる屋内スペース
- ・飲食施設への併設や、視認性が高く遠くからでも子どもの状況を把握できる安心環境



(道の駅 KOKO くらべ)



(道の駅ふくしま)

⑥多目的室

- ・会議やワークショップ、地域住民の交流イベント、団体客の食事場所など多目的に利用
- ・コンロやシンクなど調理機能を併設し、地場の食材を使用した料理教室など、体験型プログラムの開催



(道の駅とよはし 出典：HP)



(道の駅マチテラス目進 出典：HP)

⑦ショールーム

- ・地元企業とのタイアップにより、バイク、楽器など、浜松が誇るものづくり産業などの魅力を広く発信
- ・定期的に展示等の入れ替えが可能で、様々なPRの場として利用できる汎用性の高い空間



(JR 浜松駅)



(JR 浜松駅 出典：ヤマハ HP)

C 付加機能

※建築物に係るものは市街化調整区域の開発許可制度の運用基準に適合するものに限る

①屋外施設 (他の道の駅の事例)

遊具広場、ドッグラン、デイキャンプ場、RV パークなど

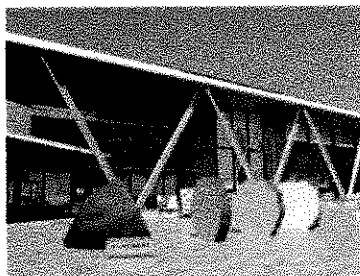
②屋内施設 (他の道の駅の事例)

コンビニ、サイクルステーション、温浴施設、食品加工体験施設など

その他

① エントランス広場、芝生広場など

- ・ エントランス広場はモニュメントの設置により道の駅のシンボリックな空間を創出
- ・ イベント時のキッチンカーの設置や利用者の休憩など、広場やその他施設との一体的利用に配慮



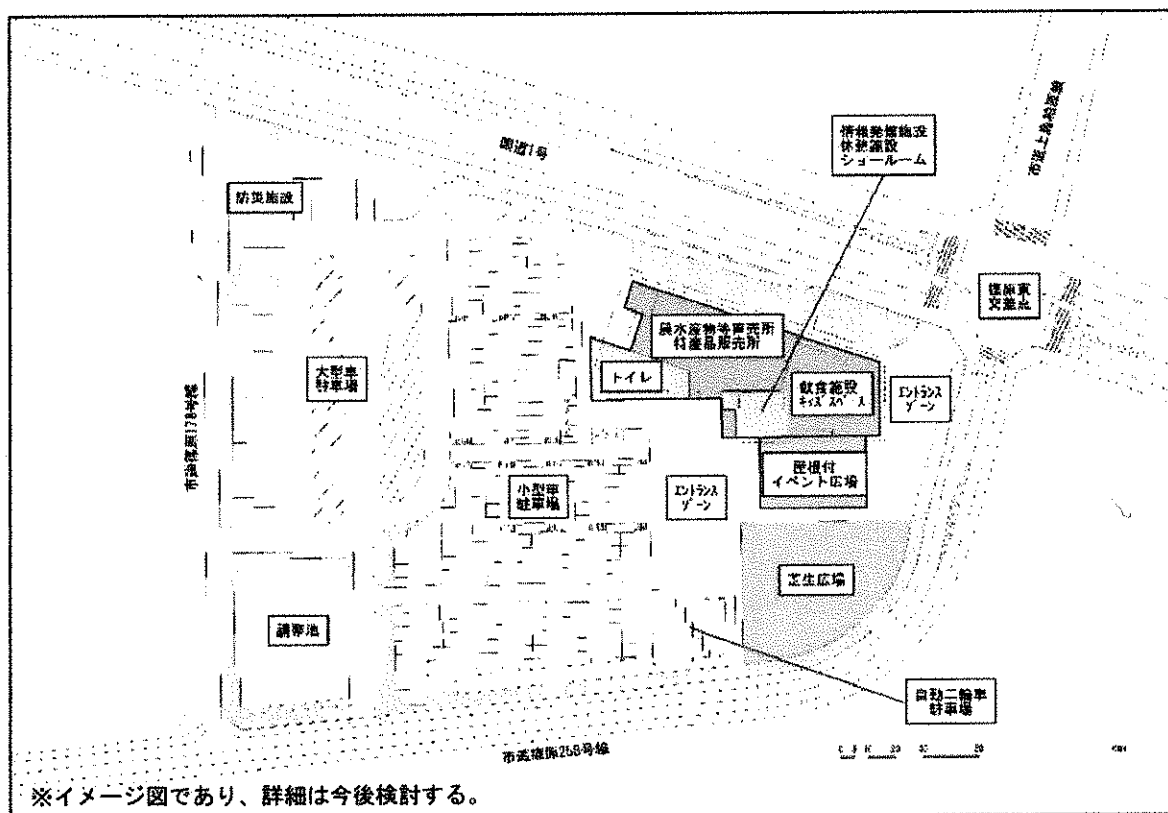
(道の駅くるくるなと 出典：HP)



(道の駅パレットピアおおの)

(6) 施設イメージ

<図-4 配置案>



<図-5 外観イメージ図（鳥瞰図）>



<図-6 内観イメージ図（情報発信施設、休憩施設、ショールーム）>



(7) 概算事業費

- ・全体の概算事業費（設計・調査から工事まで）は約41億円。
- ・国の補助金や交付金の活用を検討する。
【想定される交付金】社会資本整備総合交付金（道路事業）、地域未来交付金など

(8) 整備方法

- ・道の駅の整備方法には、道路管理者（国道1号）と市で整備する「一体型」と、市町村で全て整備する「単独型」の2種類がある。
- ・整備方法は、今後関係者と協議を行う。

(9) 事業手法

- ・官民連携手法導入可能性調査の結果を踏まえ、事業手法はDBO方式、PFI方式（BT0）などの一括発注方式、事業期間は運営期間15年程度を最有力として詳細の検討を行う。
- ・持続可能な施設運営ができるよう運営を見据えた設計を行う。

＜表-4 （参考）近年における道の駅の事業手法＞

大 公共 関 与 小	事業手法	概要、事例
	従来型（直営）	市が自ら資金を調達し、設計、工事について、業務ごとに仕様を定めて民間事業者へ個別に発注を行う方式。運営は市の直営。 【事例】潮見坂（湖西市）
	従来型（指定管理等）	市が自ら資金を調達し、設計、工事、運営について、業務ごとに仕様を定めて民間事業者へ個別に発注を行う方式。 【事例】掛川（掛川市）、とよはし（豊橋市）、KOKOくろべ（黒部市）
	EOI方式	主に従来型（指定管理等）やDB（設計・工事一括発注）方式において、設計に先立ち、運営事業予定者を選定する方式。 【事例】常総（常総市）
	DBO方式	市が自ら資金調達し、設計・工事・運営を民間事業者へ一括で発注する方式。設計費、工事費は完了時、運営費は年度ごとに支払う。 【事例】湘南ちがさき（茅ヶ崎市）、（仮称）姫路（姫路市）
	PFI方式	民間事業者が資金調達し、設計・工事・運営を自ら一括で行う方式。市は民間事業者へ、事業期間内に事業費を延べ払いする。 【事例】伊豆ゲートウェイ函南（函南町）、まえばし赤城（前橋市）

(10) 想定事業スケジュール

- ・想定される最短の事業スケジュールは以下の通り。
- ・法的手続きや用地交渉・買収の進捗・状況、関係者との調整により見直す場合がある。

年度	R6	R7	R8	N	N+1	N+2	N+3	N+4	N+5
基本計画	→								
関係者協議			→						
事業者選定			→						
調査・設計					→				
工事							→		
管理運営									→
法的手続き			→						
用地交渉・買収			→						

区 協 議 会

区 分	□諮問事項 ■協議事項 □報告事項
件 名	令和8年度パブリック・コメント(パブコメ)の取扱いについて
事業の概要 (背景、経緯、 現状、課題等)	・区協議会における、パブコメに関する運用は次のとおり。(令和7年度から変更なし) パブコメの運用区分 ①原則として、情報提供までとし、概要版の配付にとどめる。 ただし、以下②、③の場合は区協議会での説明を行う。 ②実施担当課の判断によって意見を聴取する必要がある場合 ③区協議会から求められた場合
対象の区協議会	中央区協議会(西地域分科会)
内 容	1 パブコメ(6件)の概要 別紙1 令和8年度パブリック・コメント一覧表のとおり 2 協議事項 上記パブコメ案件について、パブコメ実施担当課(以下、「実施担当課」と表記)からの説明を求めることについて協議するもの。(パブコメ運用区分③) なお、同一区内の地域分科会で取扱いが一致しない場合は、別紙2の運用ルールに基づき取扱いを決定する。(運用ルールは代表会にて決定済) 3 今後スケジュール 5月: パブコメの取扱い(実施担当課による説明又は資料配付)を協議 別紙2に基づきパブコメの取扱いを決定 7月以降: 実施担当課は上記決定に基づき、区協議会での説明又は資料配付
備 考 (答申・協議結果を得たい 時期、今後の予定など)	
担当課	西行政センター

令和8年度パブリック・コメント一覧表

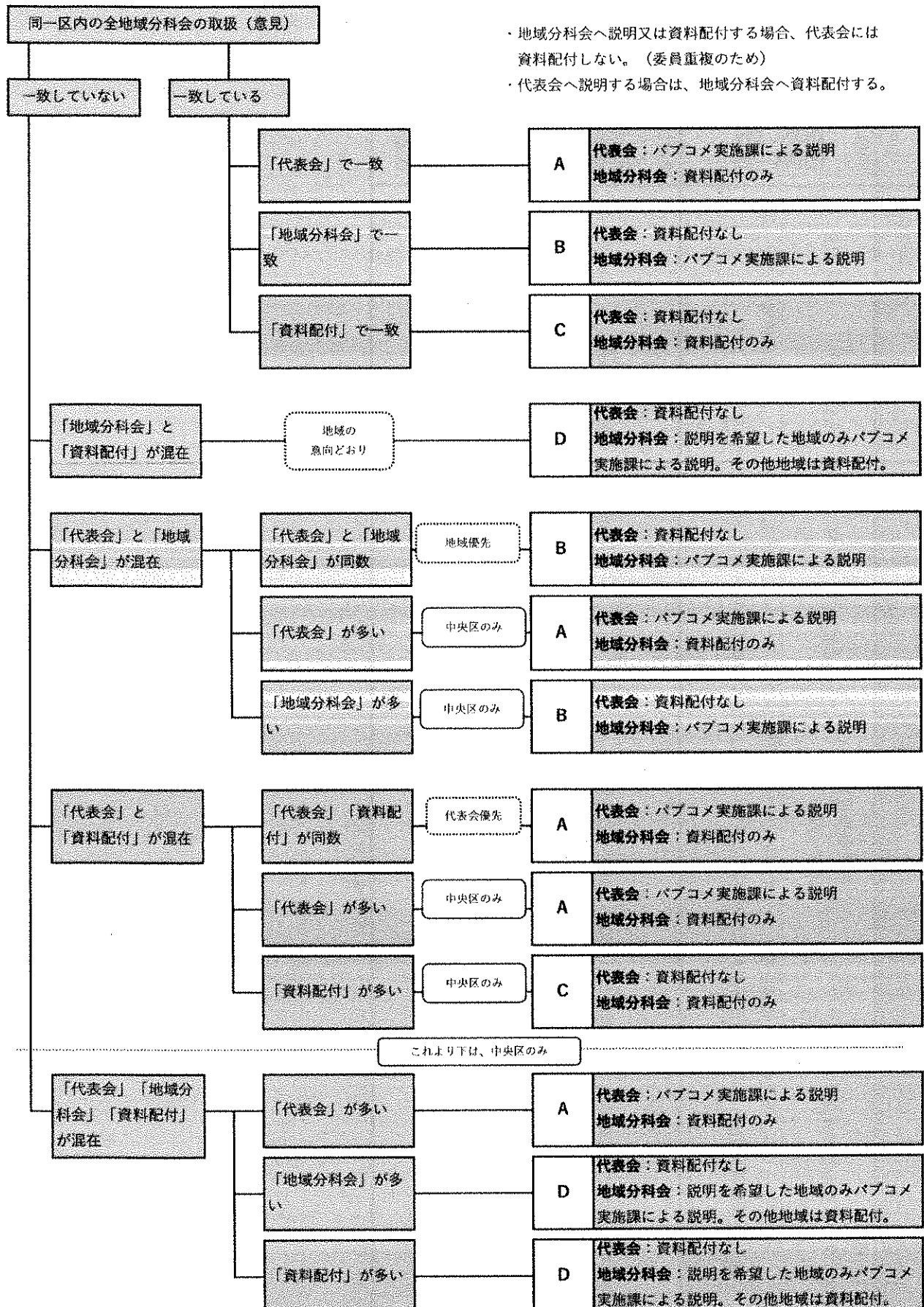
No.	①件名	②担当課	③意見募集 期間	④結果等 公表	⑤実施 (施行)	⑥対象地域	※参考HP QRコード	希望する扱い (①～③)
1	【新規】 (仮称) 浜松市こどもの権利条例(案)	こども若者政策課	令和8年7月	令和8年11月	令和9年4月	全市域	参考市HP 	
	⑦概要 児童の権利に関する条約及びこども基本法(令和4年法律第77号)の理念に基づき、こどもの権利を保障する基本的な事項、それぞれの立場の責務、侵害されたこどもの権利の回復を図る救済委員会の設置などを規定し、全てのこどもが健やかで幸せに成長できるまちを実現するために制定する条例です。							
2	【改正】 市街化調整区域における開発許可制度の運用基準 市街化調整区域の許可基準	土地政策課	令和8年7月 ～8月	令和8年11月	令和9年4月	市街化調整区域 (全区の一部)	現行基準 	
	⑦概要 本基準は、都市計画法に定める市街化調整区域における開発行為等の規制について、取り扱い基準を定めるものです。今回は、都市計画マスタープランに示す将来都市構造の実現に向けた都市全体の土地利用計画制度の運用方針として、新たに策定された土地利用方針に即して基準を改訂するものです。							
3	【改正】 浜松市市街化調整区域における開発区域等を定める条例(案)	土地政策課	令和8年7月 ～8月	令和8年11月	令和9年4月	市街化調整区域 (全区の一部)	現行条例 	
	⑦概要 本条例は、都市計画法に基づき、市街化調整区域における開発行為及び建築等の許可の基準に関し必要な事項を定めるもので、今回は、都市計画マスタープランに示す将来都市構造の実現に向けた都市全体の土地利用計画制度の運用方針として、新たに策定された土地利用方針に即して改訂するものです。							
4	【新規】 第12次浜松市交通安全計画	道路企画課	令和8年9月	令和8年11月	令和8年12月	全市域	該当HPなし	
	⑦概要 交通安全対策の総合的かつ計画的な推進を図るため、昭和45年6月に交通安全対策基本法(昭和45年法律第110号)が制定され、これに基づき本市においても昭和46年以降11次にわたり交通安全計画を策定し、関係機関・団体と一体となり安全対策を実施してきました。本計画は浜松市内の陸上交通の安全対策の大綱としての位置づけです。							

No.	①件名	②担当課	③意見募集 期間	④結果等 公表	⑤実施 (施行)	⑥対象地域	※参考HP QRコード	希望する扱い (①～③)
5	【新規】 はままつ友愛の高齢者プラン	高齢者福祉課 介護保険課	令和8年11月	令和9年2月	令和9年3月	全市域	現行プラン 	
	⑦概要 高齢者に関する各種の保健福祉事業や介護保険制度の円滑な実施を図るための総合的な指針として、高齢者保健福祉計画、介護保険事業計画、認知症施策推進計画を一体的に策定した「はままつ友愛の高齢者プラン(R9-R11)」を作成します。							
6	【新規】 第8期障がい福祉実施計画・第4期障がい児福祉 実施計画	障害者政策課	令和8年11月 ～12月	令和9年2月	令和9年4月	全市域	現行計画概要 	
	⑦概要 障害者総合支援法第88条及び児童福祉法第33条の20の規定に基づき、障害福祉サービス等の見込量やサービス提供体制の確保に係る目標を定めるものです。現行計画が令和8年度で終了することから、令和9年度から令和11年度までの3年間の計画を策定します。						R8成果目標 	

※「QRコード」は、(株)デンソーウェアの登録商標です。

※資料配付の考え方

- ・地域分科会へ説明又は資料配付する場合、代表会には資料配付しない。（委員重複のため）
- ・代表会へ説明する場合は、地域分科会へ資料配付する。



（仮称）浜松市こどもの権利条例 概要

目次

前文

第1章 総則

第2章 こどもの権利の保障

第3章 こどもの権利の侵害に関する相談及び救済

第4章 こどもの権利の推進

第5章 こども施策の周知啓発

第6章 雑則

第7章 附則

前文

- ・全てのこどもは、年齢、性、障がいの有無、国籍、人種、生まれ育った環境等によらず、自分らしく幸せに生きていく権利を持った、かけがえのない存在
- ・全てのこどもは、ただ守られる存在ではなく、自ら考え、意見を表明し、社会に参画する権利の主体
- ・こどもは、自分の意見や思いが受けとめられ、尊重される経験を通して、自己肯定感や自尊感情が育まれ、自分自身を大切にするとともに、自分以外の人の思いや、主体的に社会の形成に参画する力を身に付ける
- ・おとなは、こどもの権利を正しく理解し、こどもの成長や発達に応じて、こどもの最善の利益を優先して考慮し、こどもの育ちを支えることが重要
- ・こどもの心身の状況や置かれている環境にかかわらず、全てのこどもが健やかで幸せに成長できるまちの実現を目指す

第1章 総則（第1条～第3条）

こどもの権利の保障に関する基本的な事項を定め、こどもの最善の利益を優先して考慮し、全てのこどもが健やかで幸せに成長できるまちを実現する

- ・ こども
市内で生活、活動する18歳未満の者及びこれらの者と等しく権利を認めることが適当と認められる者
- ・ おとな
市内で生活、活動する者（こどもを除く）
- ・ 保護者
こどもの親、里親その他親に代わりこどもを養育する者
- ・ 学校等関係者
・ 学校教育法（第1条）に規定する学校
・ 児童福祉法（第7条第1項）に規定する児童福祉施設
・ こどもが利用する全ての施設、団体
- ・ 事業者
市内で事業活動を行う法人、団体、個人

- ・ 差別の禁止
こどもは、年齢、性、障がいの有無、国籍、人種、生まれ育った環境等により、こどもを取り巻くあらゆる差別その他の不利益を受けない
- ・ こどもの意見の尊重
こどもは、成長及び発達に応じて、多様な社会的活動に参画する機会及び意見を表明する機会を提供され、その意見が尊重される

- ・ 生存、生存及び発達に対する権利
こどもは、かけがえのない存在として、命が大切に守られ、自身の能力を十分に伸ばし、自分らしく健やかに成長できるような支援される
- ・ こどもの最善の利益
こどもは権利の主体であり、こどもに関する全てのことは、こどもの成長及び発達の程度に応じて、その最善の利益が優先して考慮される

第2章 こどもの権利の保障（第4条～第6条）

- ・ 安心して生きる権利
- ・ 心豊かに健やかに育つ権利
- ・ 自分を守り、守られる権利
- ・ 社会に参画する権利

※ 条例に定める権利のほか、こどもが健やかで幸せに成長するために必要な権利を保障する

第3章 こどもが生活する環境（第7条～第9条）

- ・ 市
こども施策を通じて、こどもの権利の保障に必要な環境整備と支援を行う
- ・ おとな
こどもが健やかに安心して生活できるよう、こどもの権利に関心と理解を深め、その保障に努める
- ・ 保護者
こどもの最善の利益をこどもとともに考え、こどもが心身ともに健やかに育つことができるよう愛情をもって養育する
- ・ 学校等関係者
こどもが自分の良さや可能性を認識し、豊かな人生を切り拓いていくことができるよう、育ちを支える
- ・ 事業者
保護者が仕事と子育ての両立ができる環境づくりを促進する

第4章 こどもが生活する環境（第10条～第12条）

市の附属機関として「浜松市こどもの権利政策委員会」を設置（地方自治法第138条の4第3項）

- 権利の侵害を受けたこどもの救済、権利の回復を図る
- ・ 委員3人以内（任期3年）
- ・ 委員は、こどもの権利に優れた識見があり、公正中立な立場で活動できる者
- ・ 委員会は、毎年、市長に活動状況を報告し、公表する

第5章 こどもが生活する環境（第13条～第15条）

- ・ 計画の策定
こども施策を総合的、計画的に推進するための計画を策定
- ・ こどもの意見表明
・ こどもが意見を表明するために必要な環境を整備
・ 必要な情報をこどもに分かりやすく提供、発信
・ こどもの最善の利益が図られるようこどもの意見をこども施策、取組等へ反映

第6章 こどもが生活する環境（第16条～第18条）

こどもの権利について、関心と理解を深めるため、毎年11月を「浜松市こどもの権利月間」とする

第7章 雑則（第19条）

条例に定めるもののほか、施行に必要な事項は規則で定める

附則

施行日 … 令和9年4月1日
（ただし、第4章は規則で定める日から施行）
※ 浜松市子ども育成条例は廃止

第8章 こどもが生活する環境（第19条～第21条）

こどもの権利の救済の流れ

- ・ 相談、申立て
こども、こどもに関わる人は、こどもの権利の侵害に関する相談や救済の申立てを行う
- ・ 調査等
委員会は、関係機関に対し、必要な協力を求め、こどもの権利の侵害に関する調査審議を行う
- ・ 措置、要請
権利侵害を行わないよう必要な措置、要請を市長に勧告

市街化調整区域における開発許可制度の見直し

○市街化調整区域における開発許可制度の概要

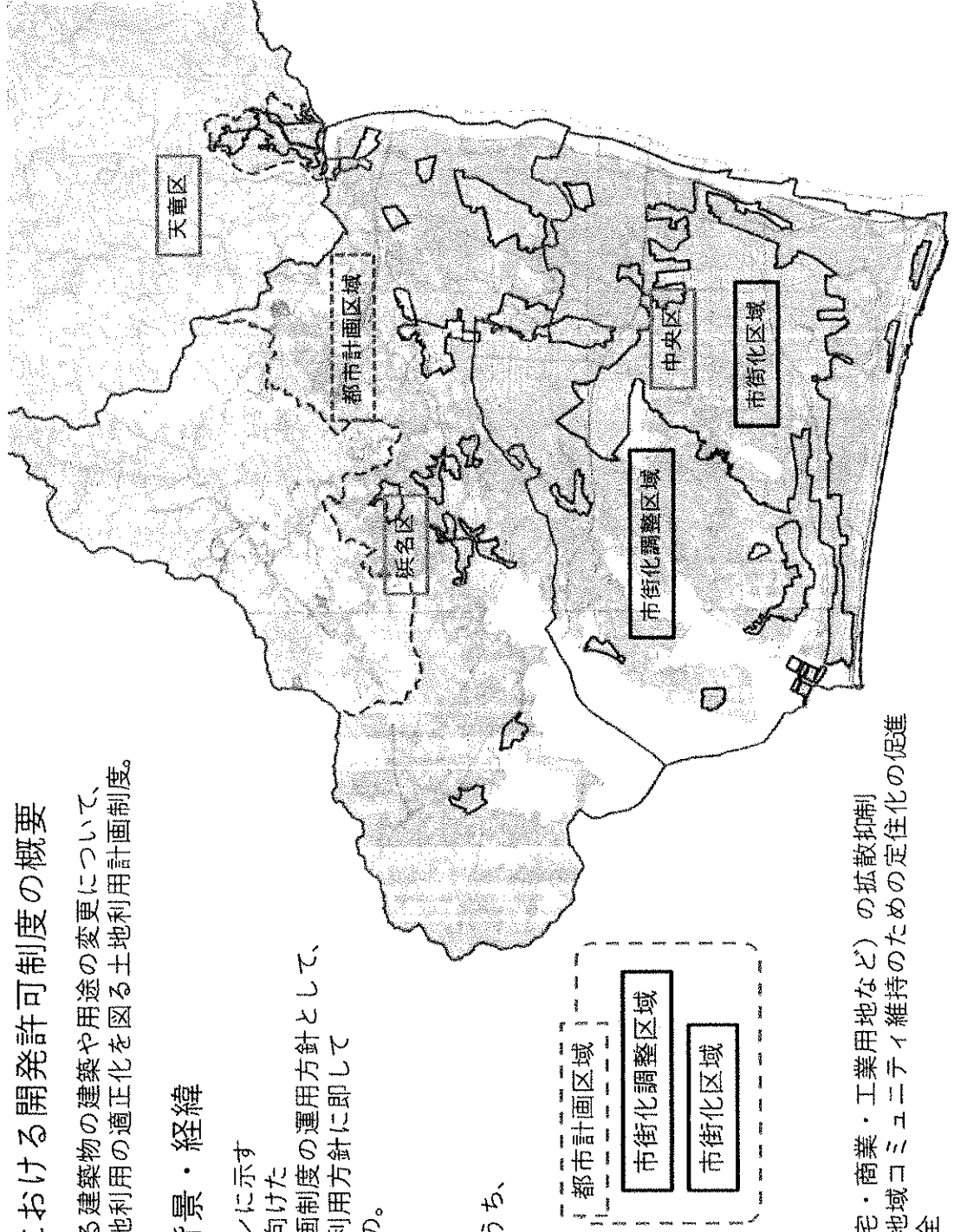
市街化調整区域における建築物の建築や用途の変更について、許可基準等を定めて土地利用の適正化を図る土地利用計画制度。

○見直しに至った背景・経緯

都市計画マスタープランに示す将来都市構造の実現に向けた都市全体の土地利用計画制度の運用方針として、新たに策定された土地利用方針に即して許可基準等を見直すもの。

○対象区域

浜松市都市計画区域のうち、市街化調整区域が対象。



○見直しの方向性

- ・都市的土地利用（住宅・商業・工業用地など）の拡散抑制
- ・人口減少期における地域コミュニティ維持のための定住化の促進
- ・自然環境と農地の保全

● ● ● 用語集

・ゾーン30エリア

生活圏における歩行者や自転車の安全な通行を確保すること
を目的とした交通安全対策の一つ。区域（ゾーン）を定めて時速
30km/hの速度規制を実施するとともに、その他の安全対策を必要
に応じて組み合わせ、ゾーン内における車の走行速度や通り抜け
を抑制するエリアのこと。

・通学路交通安全プログラム

児童・生徒をはじめ、社会全体に対する「交通安全教
育」を計画的に実施することにより、交通安全意識の普及徹底を
図り、自ら危険を予測し回避する意識や能力を高めることにも、
性善の安全にも配慮する意識を向上させるための取組。

・浜松版MaaS構想

買物や通勤等の様々な生活サービスとモビリティ
（乗り物等、人の移動に使うことやモノ）の連携により、
地理課題の解決や地域活性化を目指すための指針のこと。
MaaSは、Mobility as a Serviceの略。

・ビッグデータ

ICT（情報通信技術）の進展により、生成・収集・蓄積等が
可能・容易になる多種多量のデータのこと。

・矢羽根型路面表示

歩道における自転車通行位置を、自転車用施設とドライバーク
双方に示す路面表示のこと。

・UD（ユニバーサルデザイン）

ある特定の人のためだけでなく、能力や年齢、性別、巨細などの差
がある人、すべての人が暮らしやすいように、人づくりや環境づ
くりなどを行っていきつづけること。

＜浜松市交通安全対策会議＞

条例に基づき市の附属機関で、浜松市交通安全計画を作成
し、その実施を推進する。また、市の区域における交通安全
に関する総合的な施策の企画について審議し、その施策の実
施を推進する。

接続可能なスマートフォン（SDGs）への取組



事務局 浜松市十文字五路交差点

住所 浜松市中区京町103-2

電話: 053 (4577) 2332

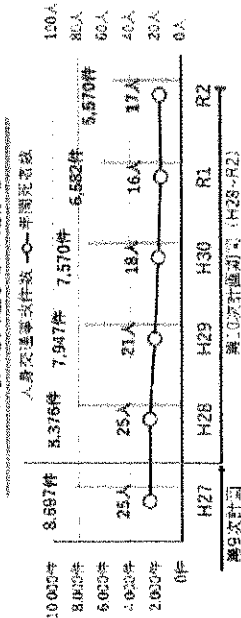
FAX: 053 (3737) 0045

E-mail: kotsuizen@city.hamamatsu.aizuka.jp

浜松市交通安全対策会議

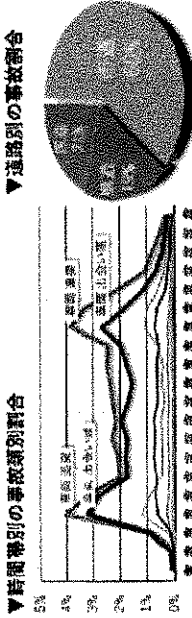
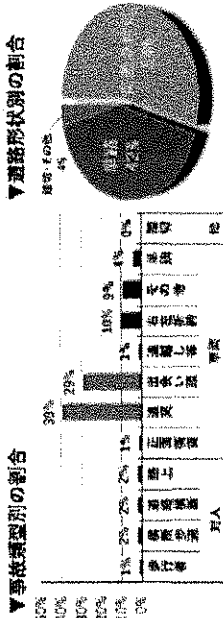
2021年（令和3年）12月

「年間人畜交通事故の推移」



「人畜交通事故の主な特徴」

（集計期間はH28～R2の5年間）



市内の人身交通事故の推移

- 第10次計画期間の年間人身交通事故件数は、令和2年に5,570件となり、9次計画の平成27年の8,697件から3,127件減少した。
- 年間死者数は、平成28年には25人、令和2年には17人と減少傾向にある。
- 第10次計画の目標値の年間人身交通事故発生件数6,000件以下、年間死者数17人以下を達成した。

現状と課題

市内で起きている事故の主な特徴

- 事故類型別では、全体の約4割が追突事故、約3割が出会い頭事故であるため、これらの事故を防止することが重要である。**
- 事故発生時の時間帯別では、通勤・通学の時間帯に事故が集中しているため、この時間帯における事故削減を図る必要がある。**
- 道路形状別では、交差点付近での事故が多くみられる。また、幹線道路の渋滞を避けて生活道路に流入する車両による事故が懸念される。**
- 主な事故の原因は、「安全確認が不十分」(安全不確認)や「相手の存在を把握しながらも動きをよく見えない」(動静不注視)が多いことから、こうした事故の抑止に努めなければならない。**
- 自転車事故の多くは10代に集中しており、その内約6割が出会い頭事故となっているため、その世代の交通安全意識の定着が重要である。**

交通安全意識の普及徹底

- 安全確認が不十分なドライバー、周りの歩行者や車両の存在を把握しながらも危険はないと判断して運転しているドライバーなどが、事故リスクを高めている。
- 人間はミスをするものとの前提の下で、ドライバーの危険認知の遅れや運転操作の誤りによる事故の防止が重要である。
- 歩行者や自転車の中にも、「無理な横断」、「ながらスマホ」など、安全を軽視した行動をする人がいる。こうした人の意識を変え、安全な行動をする人に及ぼす影響を市民一人一人が自ら考え、納得して安全な交通行動ができることともに、警察等による道路交通秩序の維持が重要である。

高齢者等の安全確保

- 世代別の事故死者数では、高齢者(65歳以上)の割合が約5割を占めており、状況別で見ると、歩行中に車両と衝突しなくなる事故が約3割を占め、その内、高齢者が約7割となっていることから、高齢者と歩行者の安全確保が重要である。



基本理念

依然として年間5,000件を超える多くの人身交通事故が発生しており、子供や高齢者等が被害に遭う事故が後を絶たない。このようなことから、改めて「人優先」の考えの下、交通安全思想の定着と交通環境の充実を図り、究極的には交通事故のない社会を目指す。

基本方針

「人に係る安全対策」

浜松市におけるすべての陸上交通において、安全な運転及び行動を行うためには、市民一人一人が、自ら安全で安心な交通社会を構築しようとする意識(当事者意識)を持つことが必要であることから、交通安全に関する教育、普及啓発活動を充実させる。

「交通環境に係る安全対策」

人優先の考えの下、円滑かつ安全な通行を推進するために、人と車両の混合交通の解消を図り、機能分担された道路網の整備や交通安全施設等の整備を図る。

重点施策

人に係る安全対策	交通環境に係る安全対策
1 市内事故の特徴を知る	1 交通安全教育の充実
2 交通安全思想の普及徹底	2 通学・通学時間帯における安全確保
3 交通事故被害軽減の取組	3 安全な歩行空間と安全な自転車通行空間の確保
4 高齢者や障がい者及び子供の安全確保	4 歩行者や自転車の安全確保
5 先進技術の積極的活用	5 公共交通の活用促進

推進体制



【目 標】

年間人身交通事故件数：2,500件以下

【計画期間】

令和7年末までに 年間 死 者 数：12人以下

令和3年度～令和7年度

1 プラン策定にあたって (P4)

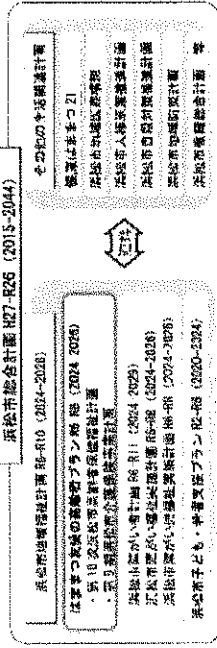
プランの趣旨

「はままっ友愛の高齢者プラン」は、高齢者に関する各種の保健福祉事業や介護保険制度を円滑に実施するための総合的な計画です。老人福祉法(第20条の8)及び介護保険法(第11条第1項)を根拠として、「浜松市高齢者保健福祉計画」と「浜松市介護保険事業計画」を一体的に策定するものです。

プランの位置づけ

このプランは、本市の基本指針である浜松市総合計画及び浜松市地域福祉計画を上位計画とし、保健・介護・福祉分野に関する計画のひとつとして位置づけ、各計画と連携して推進します。

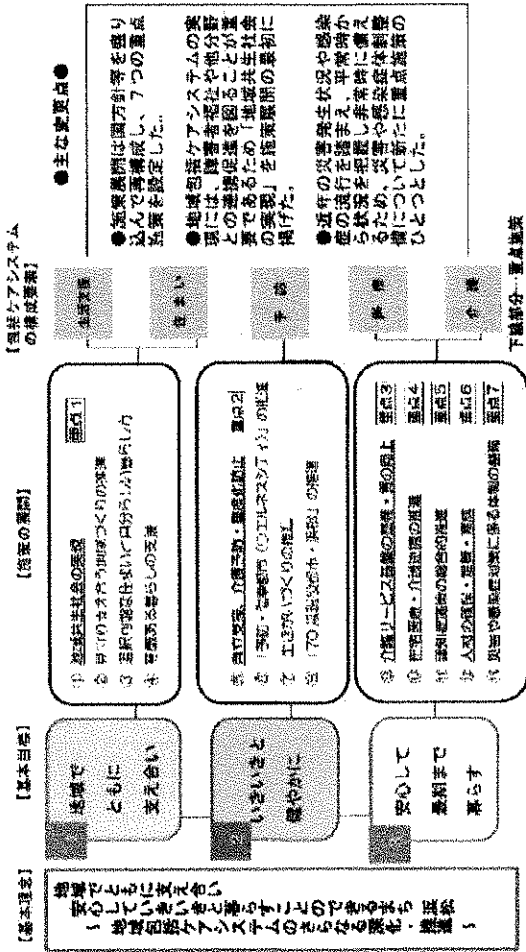
また、静岡県「介護保険事業計画策定に向けた県方針」に基づき、静岡県長寿社会金保連福祉計画(老人福祉計画・介護保険事業支援計画)及び静岡県保健医療計画との整合を図ります。



関係計画策定の状況

- 基本目標・施策の展開については国が示す基本指針及び静岡県の方針、要計画の進捗状況や市民アンケート等から抽出した課題・ニーズを中心に検討し、決定します。
- 次期計画期間中に、団塊の世代が全員75歳に到達する2025年を迎えることとなります。中長期的な地域の人口動態や介護ニーズの見込み等を踏まえて計画を策定します。

2 基本理念と施策体系 (P20～)



3 7つの重点施策 (P35～)

重点施策1 地域共生社会の実現

住民の複合化・複合化した支援ニーズに対応する包括的な支援体制を構築し、多様化した問題に対応できるよう、切れ目のない連携的支援を実施します。

※()内は主な取組の一例です。

- ① 様々な課題に対する地域包括支援センターの対応力強化(解決困難な個別相談への対応)
- ② ケアマネー支援(各分野における、支援制度やサービスの情報提供)
- ③ 生活支援体制づくり(協議会等を通じた地域への生活支援サービスの創出、地域への支援(ボランティアの養成))

重点施策2 高齢者の健康・生活の向上

健康寿命の更なる延伸を目指し、高齢者が生活機能を維持・向上させ、活動的に生きがいを持った生活を継続できるように支援します。

- ① 住居主体の健康づくり・フレイル予防の推進(市県民いきいきトレーナーの活動支援)
- ② 高齢者の健康増進と介護予防の一体的な実施(居宅介護等による通いの場でのフレイル予防への支援)
- ③ 高齢者ハビリテーション支援体制の推進(リハビリテーション専門職等による助言・指導)

重点施策3 介護サービスの充実・向上

地域の状況を踏まえ、必要とする介護サービスが利用できるよう、介護施設の整備及びサービスの質の向上を図ります。

- ① 必要となる介護施設の整備(認知症対応型共同生活介護(グループホーム)の整備)
- ② 介護給付の適正化(ケアプラン点検)
- ③ 介護事業所の育成・支援(集団・運営指導)
- ④ 特別養護老人ホーム政策への支援(老人福祉施設等整備費助成事業)

重点施策4 在宅医療・介護連携の推進

高齢者が住み慣れた地域で自分らしい暮らしを続けることができるよう、地域における在宅医療の確保と、医療と介護の連携を推進します。

- ① 在宅医療・介護連携の推進(多職種連携のための研修会等の開催)
- ② 在宅医療に貢献する医師の確保(市民向け冊子の配布)

重点施策5 認知症対応の総合的施策

認知症の発症を遅らせ、認知症になっても希望を持って日常生活を送らせる社会を目指し、認知症の人や家族の負担を軽減しながら「共生」と「予防」の取組を推進します。

- ① 認知症に関する理解の促進(認知症サポーター養成講座)
- ② 認知症の予防に関する取組の推進(社会参加・フレイル予防の促進)
- ③ 認知症の本人・家族への支援(認知症相談センター、認知症サポーターと連携体制の構築)
- ④ 認知症の人を包摂する地域づくり(オレンジシール・オレンジメール事業)

重点施策6 人材の確保・定着・育成

サービスの担い手となる人材の育成・定着及び介護職の職力の発掘など多様な人材の確保に向けた総合的な取組を実施します。

- ① 多様な人材の確保・育成・活用(生活支援ボランティア養成講座)
- ② 中山間地域介護サービス事業の推進(中山間地域介護サービス充実対策)
- ③ 認知症の本人・家族への支援(認知症相談センター、認知症サポーターと連携体制の構築)
- ④ 介護職の職力向上・発掘の取組の推進(介護職のイメージアップの推進)

重点施策7 災害・防災対策の推進

災害や感染症発生時でも、生活を維持できる体制を整備するため、平時からの事前準備を行います。

- ① 災害・感染症発生時に向けた避難体制の強化(災害時における在宅高齢者の安全確保に関する協定)
- ② 災害・感染症発生時の対応(避難訓練計画の作成及び避難訓練実施の要請)
- ③ 避難行動要支援者名簿の作成と更新の向上(高齢者や障害のある高齢者の協力による避難訓練)

4 介護保険事業費及0第1号被保険者の介護保険料の算定 (P60～)

高齢者人口の増加や要介護認定率の上昇、介護サービスの見直し、必要となる介護施設の整備計画等を踏まえ、推計した介護保険事業費をもとに、第1号被保険者の介護保険料標準額の算定を行います。

第6期浜松市障がい福祉実施計画（案） 第2期浜松市障がい児福祉実施計画（案）の概要

1 計画の目的

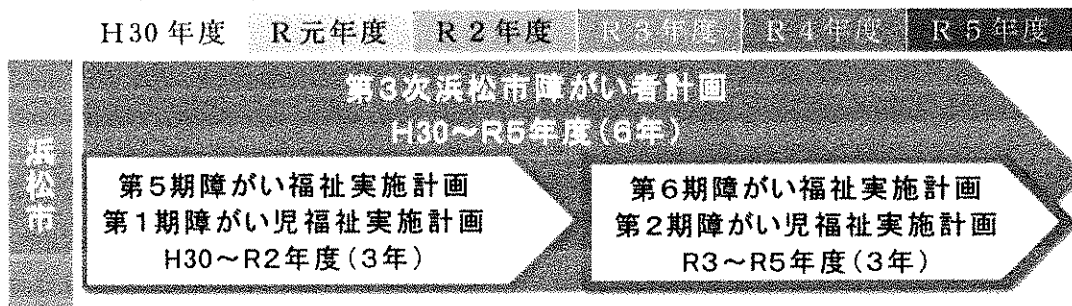
本計画は、障がいのある人の地域生活を支援するためのサービス基盤整備等にかかる令和5（2023）年度末の数値目標を設定するとともに、令和3（2021）年度から令和5（2023）年度までの障害福祉サービス等（障害福祉サービス、相談支援、地域生活支援事業）及び障害児通所支援等（障害児通所支援、障害児入所支援、障害児相談支援）を提供するための体制の確保が計画的に図られるようにすることを目的として策定するものです。

2 計画の位置付け

本計画は、「第3次浜松市障がい者計画」における分野別施策「2 生活支援」に関する部分の実施計画に位置付けます。

3 計画の期間

令和3（2021）年度から令和5（2023）年度までの3年間



4 計画の基本理念

本計画は、第3次浜松市障がい者計画と同一の理念とします。

**『支え合いによって、住み慣れた地域で希望を
持って安心して暮らすことができるまち』**

5 計画の評価体制

障害者基本法に基づき浜松市が設置する附属機関で、障がいのある人に関する施策の総合的かつ計画的な推進について必要な事項の調査審議等を行う「浜松市障害者施策推進協議会」、当事者等及び障がい者関係団体より構成する「浜松市障がい者自立支援協議会」、計画の実施主体である浜松市が、相互に連携して施策を進めます。

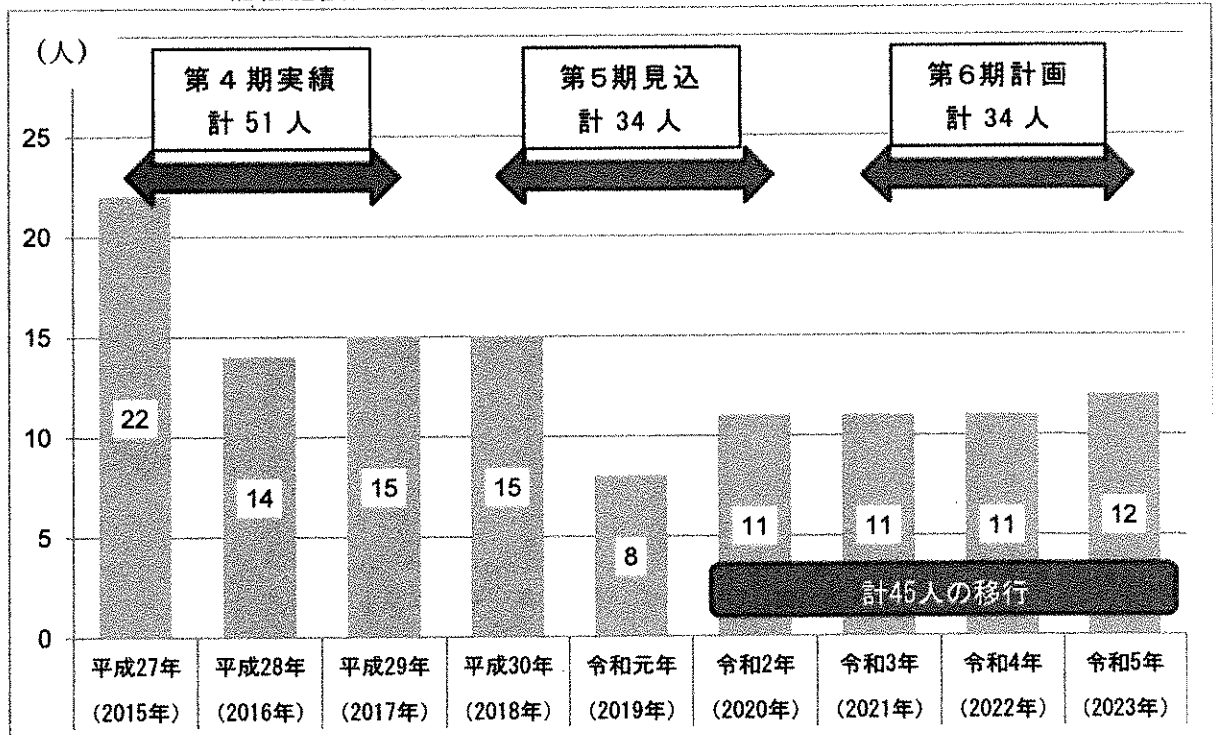
また、PDCAサイクルの考え方のもと、計画における成果目標及び実績については、「浜松市障害者施策推進協議会」や「浜松市障がい者自立支援協議会」を中心に、定期的に調査、分析及び評価を行い、必要に応じて計画の変更や見直し等の措置を行うこととします。

6 令和5（2023）年度の成果目標

（1）福祉施設入所者の地域生活への移行

- 本人が希望する地域で安心して暮らすことができる、地域生活への移行を推進します。
- 令和3（2021）年度から令和5（2023）年度までの3か年に、施設入所からグループホーム、一般住宅等へ移行する人の数を目標値として設定します。

福祉施設入所者の地域生活への移行の実績と目標



※ 平成27（2015）年度から令和元（2019）年度は実績値、令和2（2020）年度は見込値、令和3（2021）年度から令和5（2023）年度は目標値です。

（2）精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築

- 精神障がいのある人が地域の一員として、安心して自分らしい暮らしをすることができるよう、協議の場において課題を共有し、解決のための方策を話し合います。
- 退院率等の目標値については、県が目標設定するため、その目標が達成できるよう必要な取り組みを進めます。

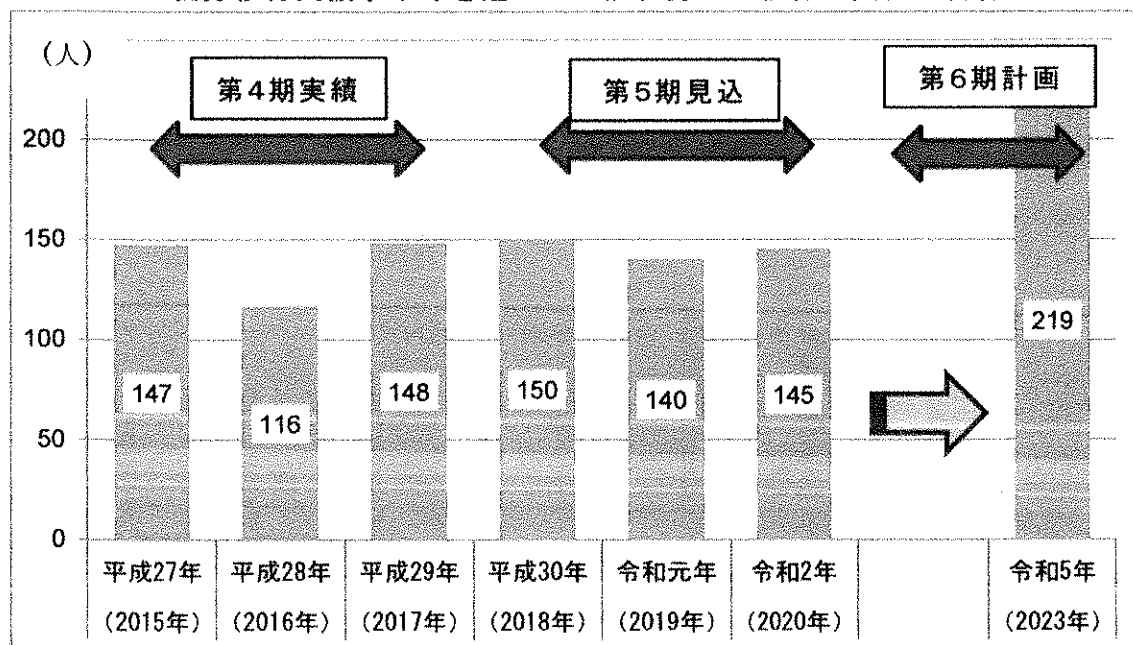
（3）地域生活支援拠点等が有する機能の充実

- 障がいのある人が安心して地域で生活できる体制を整備します。
- 地域生活支援拠点等を継続確保するとともに、事業内容について、浜松市障がい者自立支援協議会で検証及び検討します。

(4) 福祉施設から一般就労への移行

- 自立支援の観点から、地域の中でいきいきと安心して生活を送ることができるよう、福祉施設から一般就労への移行を推進します。
- 福祉施設利用者のうち、就労移行支援事業等（生活介護、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援を行う事業をいう。）を通じて、令和5（2023）年度中に一般就労へ移行する人の数を目標値として設定します。
- 一般就労へ移行後の就労定着を図るため、就労定着支援事業の利用を促進します。

就労移行支援事業等を通じた一般就労への移行の実績と目標



※ 平成27（2015）年度から令和元（2019）年度は実績値、令和2（2020）年度は見込値、令和5（2023）年度は目標値です。

(5) 障がい児支援の提供体制の整備等

- 障がいのある子どもが身近な地域で必要な支援が受けられるように、支援等の充実を図っていきます。
- 各関連分野が共通の理解に基づき協働する総合的な支援体制を構築するため、医療的ケア児等コーディネーターを配置します。

(6) 相談支援体制の充実・強化等

- 相談支援体制を充実・強化するため、基幹相談支援センターを継続設置し、総合的・専門的な相談支援の実施及び地域の相談支援体制の強化を実施する体制を確保します。

(7) 障害福祉サービス等の質を向上させるための取組にかかる体制の構築

- 障害福祉サービス利用者が真に必要とする障害福祉サービス等の提供を行う体制を構築します。

7 障害福祉サービスの見込量

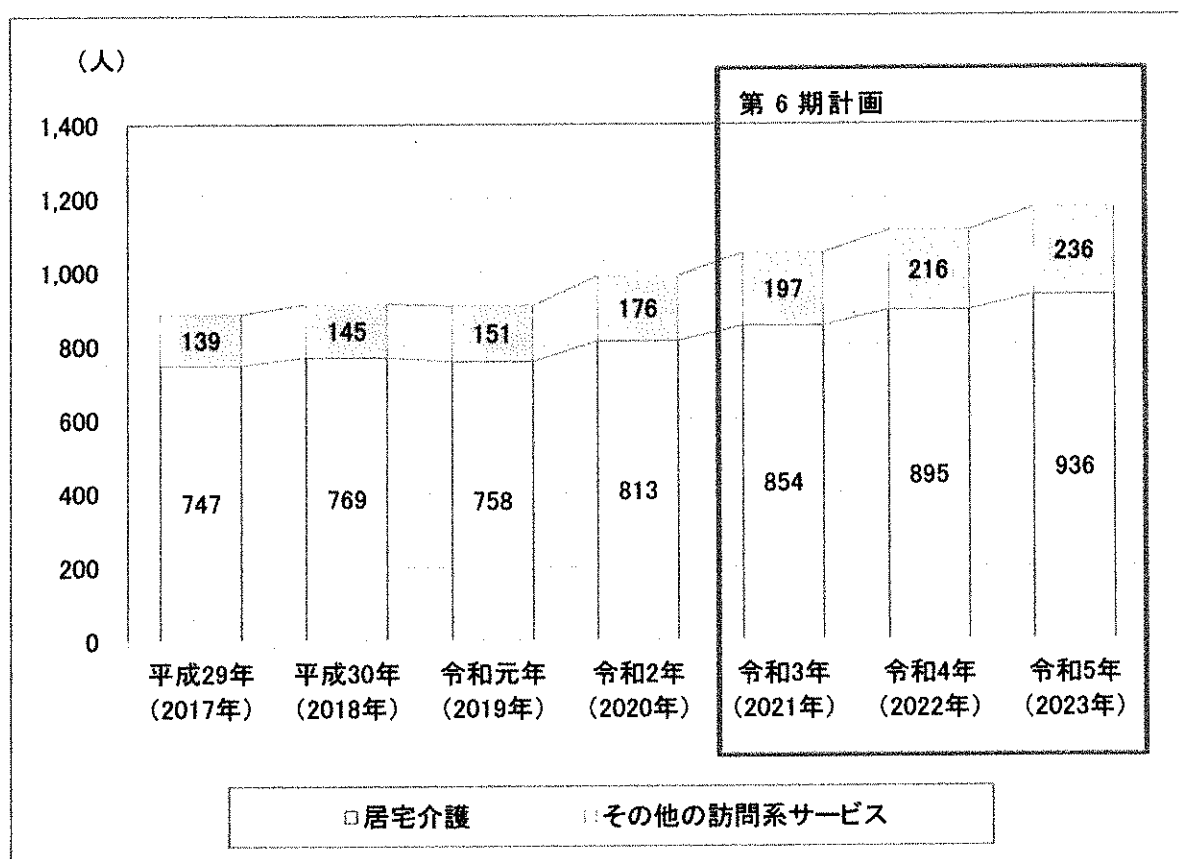
〈見込量の考え方〉

過年度のサービス利用実績を踏まえ、3年間のサービス利用量を見込みます。

(1) 訪問系サービスの実績と見込量

- ・訪問系サービスは、ホームヘルパーが利用者の自宅を訪問し、入浴や排せつ、食事の介助等、自宅での生活全般にわたるサービスです。
- ・障がいのある人が、住み慣れた地域で安心して暮らすために必要な見込量を確保するとともに、介護者の高齢化等に伴う介護力の低下による新たなニーズを見込みます。

訪問系サービス実績と第6期計画の見込量

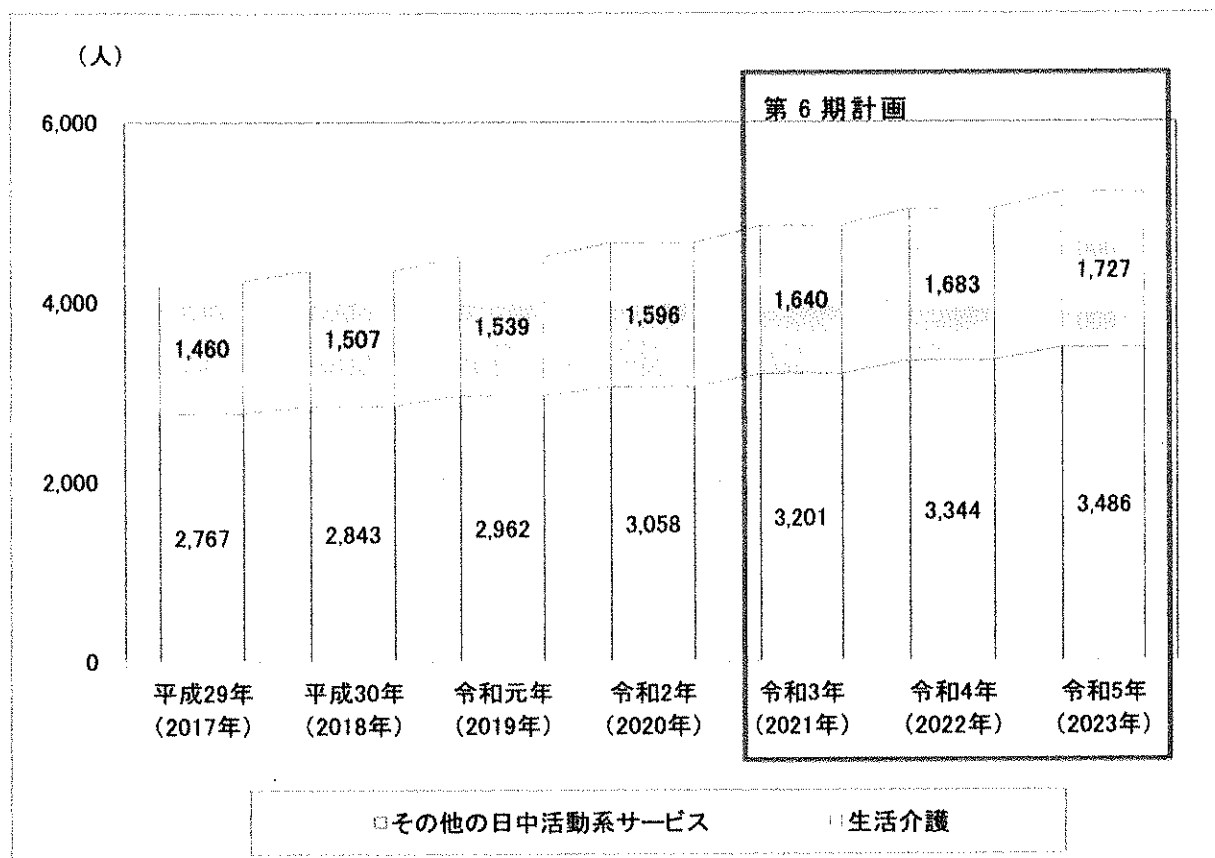


※ 平成29 (2017) 年度から令和元 (2019) 年度は実績値、令和2 (2020) 年度は見込値、令和3 (2021) 年度から令和5 (2023) 年度は目標値です。

(2) 日中活動系サービスの実績と見込量

- ・日中活動系サービスは、昼間の活動場所となるとともに自立した生活を送るための訓練や支援の場です。
- ・福祉就労の場や介護支援等を必要とする人が適切なサービスを受けることができるよう日中活動の場を確保します。
- ・アンケート調査等により需要が高いサービスの利用確保に努めるとともに、既存事業所の定員増を含めたサービス提供体制の見直し等により、見込量を確保していきます。

日中活動系サービス実績と第6期計画の見込量

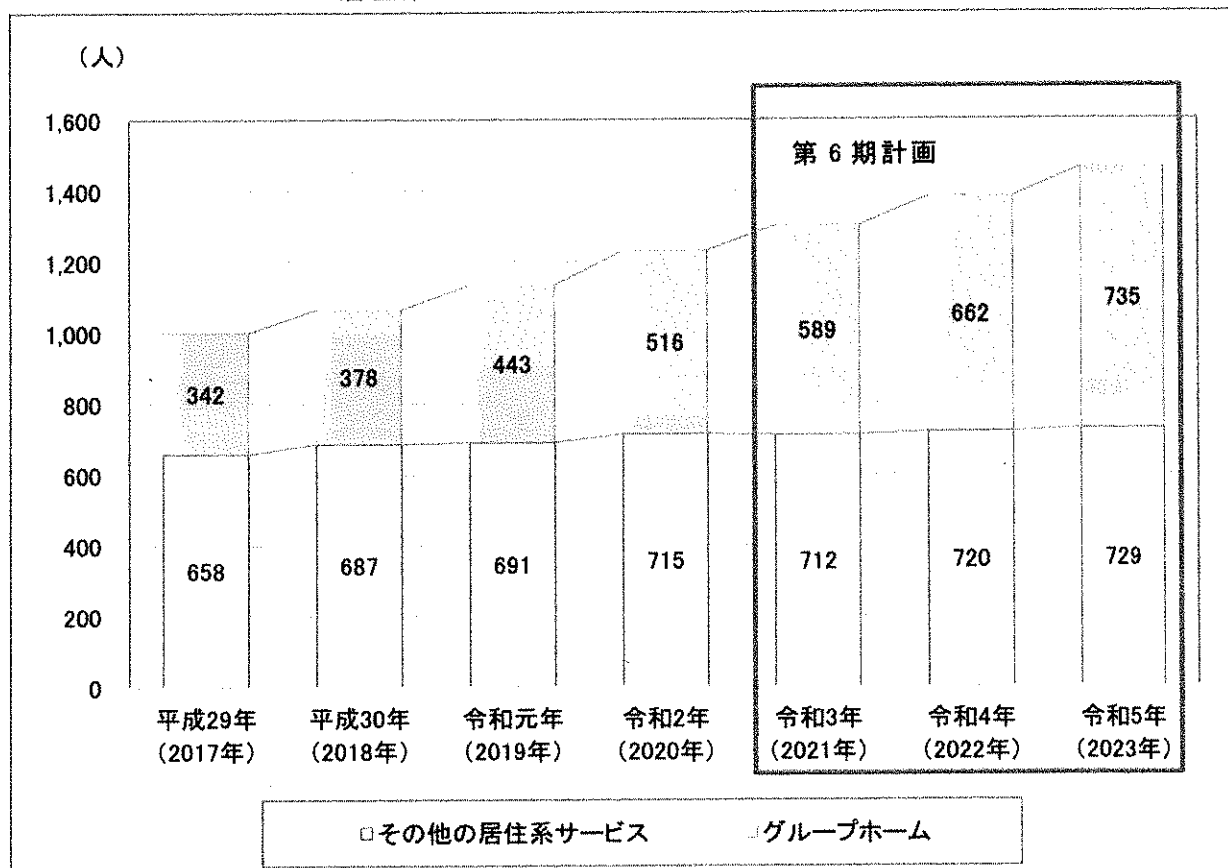


※ 平成29 (2017) 年度から令和元 (2019) 年度は実績値、令和2 (2020) 年度は見込値、令和3 (2021) 年度から令和5 (2023) 年度は目標値です。

(3) 居住系サービスの実績と見込量

- ・居住系サービスは、居住の場の一つとなるものです。
- ・入所施設から地域生活へ移行する人や介護者の高齢化等に伴う介護力の低下による新たなニーズを見込みます。

居住系サービス実績と第6期計画の見込量



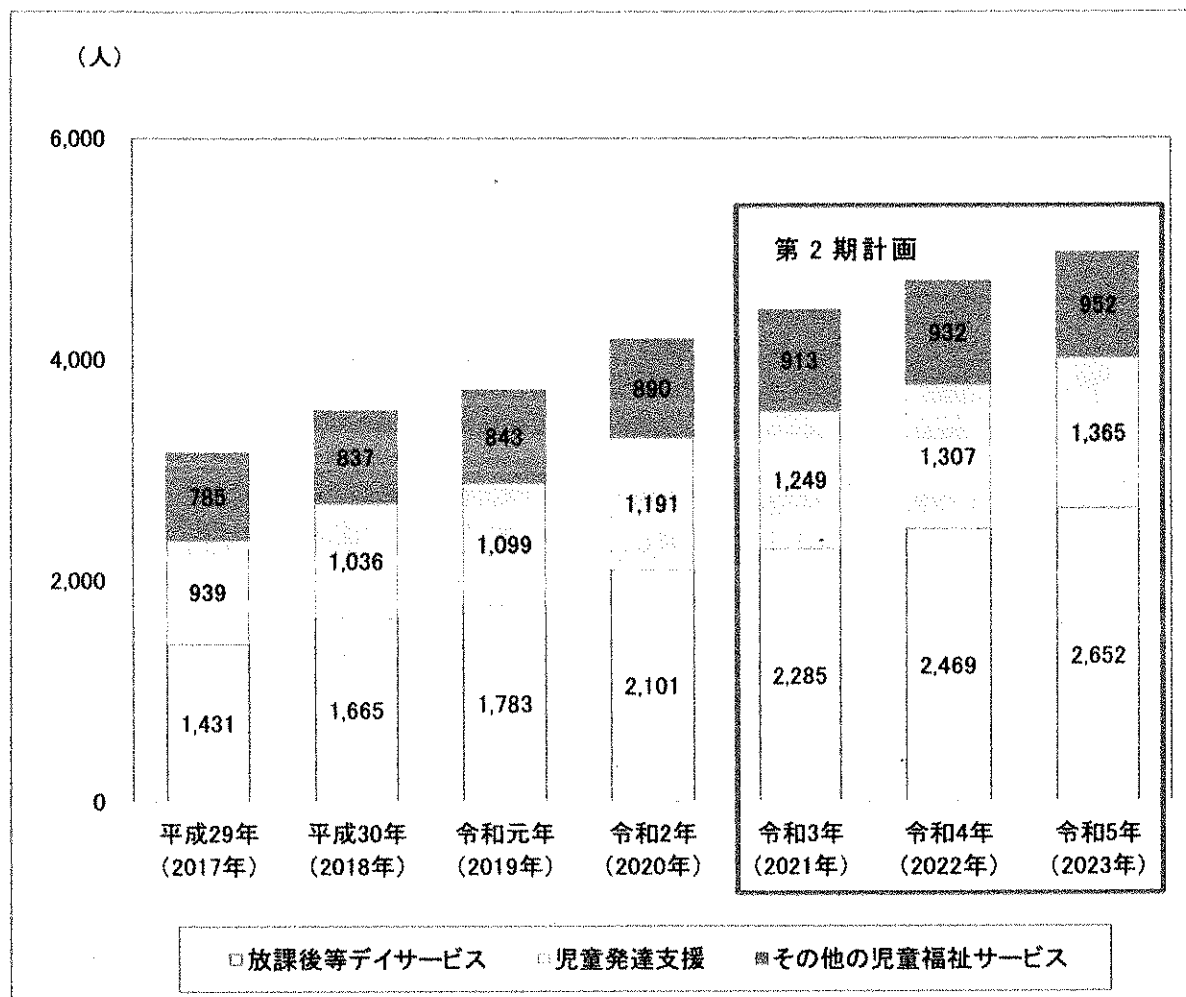
※ 平成29 (2017) 年度から令和元 (2019) 年度は実績値、令和2 (2020) 年度は見込値、令和3 (2021) 年度から令和5 (2023) 年度は目標値です。

8 児童福祉法に規定するサービスの見込量

(1) 児童福祉法に規定するサービスの実績と見込量

- ・発達に課題のある子どもへのサービスは、就学前及び就学中の発達に課題のある子どもへ療育を行うサービスであり、児童発達支援事業等による障がいの早期発見、早期療育を支援するとともに、保護者の就労増加に伴ってニーズが高まっている放課後等デイサービス事業等の利用者増を見込みます。

児童福祉法に規定するサービス実績と第2期計画の見込量



※ 平成29 (2017) 年度から令和元 (2019) 年度は実績値、令和2 (2020) 年度は見込値、令和3 (2021) 年度から令和5 (2023) 年度は目標値です。

9 地域生活支援事業の見込量

事業名			内容	令和2 (2020)	令和5 (2023)
				見込値	計画値
理解促進研修・啓発			障がいのある人や障がい特性等について地域住民の理解を深めるための研修や啓発活動を行います。	実施	実施
自発的活動支援			障がいのある人が自立した生活を営むことができるようにするため、障がい者団体等の自主的な取り組みに対して支援します。	実施	実施
相談支援	相談支援(委託)	設置数	障がいのある人が自立した日常生活を営むため、障がいのある人とその家族の相談に応じ、必要な情報提供や権利擁護のための援助を行います。	5 か所	5 か所
	基幹相談支援センター	設置数	地域における相談支援の中核的な役割を担う機関として設置します。	1 か所	1 か所
成年後見制度 利用支援	市長申立	利用件数	成年後見制度を利用することが必要であると見込まれる障がいのある人に対し、成年後見制度の利用を支援することにより権利擁護を図ります。	11 件	17 件
	報酬助成	利用件数		75 件	105 件
成年後見制度法人後見支援			成年後見制度における後見等の業務を適正に行うことができる法人を確保できる体制整備と、市民後見人の活用を含めた法人後見活動を支援することで、障がいのある人の権利擁護を図ります。	実施	実施
意思疎通支援	手話通訳者派遣	派遣件数	意思疎通を図ることに支障がある障がいのある人に意思疎通を支援する手話通訳者・要約筆記者等の派遣等を行い、意思疎通の円滑化を図ります。	1,300 件	1,300 件
	要約筆記者派遣	派遣件数		80 件	80 件
日常生活用具給付	介護・訓練支援用具	給付件数	障がいのある人が自立した日常生活を送ることができるよう日常生活用具を給付します。	61 件	76 件
	自立生活支援用具	給付件数		90 件	101 件
	在宅療養等支援用具	給付件数		124 件	145 件
	情報・意思疎通支援用具	給付件数		747 件	962 件
	排泄管理支援用具	給付件数		16,317 件	17,203 件
	居宅生活動作支援用具	給付件数		16 件	19 件

事業名			内容	令和 2 (2020)	令和 5 (2023)
				見込値	計画値
奉仕員養成 研修	手話奉仕員養成講座	修了者数	意思疎通を図ることに支障がある障がいのある人の自立した生活を営むことができるよう手話の技術を習得した者を養成します。	-	60 人
	要約筆記者養成講座	修了者数		10 人	10 人
移動支援		利用者数	屋外での移動が困難な障がいのある人の社会参加を促すための支援を行います。	372 人	460 人
地域活動支援センター		設置数	障がいのある人の地域生活支援の促進を図るため、創作活動や生産活動の機会を提供する場を設けます。	6 か所	7 か所
専門性の高い相談支援	発達障害者支援センター	設置数	専門性の高い発達障がいに関する相談に応じ、障がいのある人が自立した生活を営むことができるようにします。	1 か所	1 か所
	障害児療育支援	設置数	在宅の障がいのある人の地域における生活を支えるため、身近な地域で療育指導等が受けられるよう療育機能の充実を図ります。	1 か所	1 か所
専門性の高い意思疎通 支援者の養成研修	手話・要約	修了者数	手話通訳者・要約筆記者・盲ろう者向け通訳者・失語症者向け意思疎通支援者を養成することで、聴覚・言語機能、音声機能等に障がいのある人の意思疎通を図ります。	22 人	29 人
	盲ろう	修了者数		2 人	12 人
	失語者	修了者数		-	7 人
専門性の高い意思疎通 支援者の派遣	手話・要約	利用件数	特に専門性の高い意思疎通支援を行う者を派遣する体制を整備し、意思疎通を図ることが困難な障がいのある人が自立した生活を送ることができるよう努めます。	10 件	20 件
	盲ろう	利用件数		2,248 件	2,300 件
発達障害者支援地域協議会 による体制整備		開催数	発達障がいのある人への支援体制を整備するため、協議の場を設置し、支援体制の充実を図ります。	2 回	2 回
日中一時支援		利用者数	障がいのある人の日中活動の場を確保し、障がいのある人の家族の就労支援や障がいのある人を日常的に介護している家族の一時的な休息を図ります。	598 人	579 人
社会参加促進事業	スポーツ・レクリエーション	実施回数	各種事業の実施により障がいのある人の社会参加を促進します。	-	1 回
	芸術・文化	実施回数		3 回	3 回
	点字・声の広報	利用者数		138 人	140 人